

で、第五十二条第一項、第二項、第七項若しくは第八項、第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項若しくは第六十一条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分の規定による確認に関する事務その他のこの法律の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務（以下この条において「確認等事務」という）をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならぬ。

5 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第一項又は第二項の規定によつて建築主事が置かれる日の三十日前までの旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が前項の規定により協議して建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれた市町村（第九十七条の二を除き、以下「建築主事を置く市町村」という。）の区域外に

6 第一項、第二項及び前項の建築主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

7 第一項、第二項又は第五項の規定によつて建築主事を置いた市町村又は都道府県は、当該市町村又は都道府県における確認等事務の実施体制の確保又は充実を図るために必要なと認めるとときは、建築主事のほか、当該市町村の長又は都道府県知事の指揮監督の下に、確認等事務の実施体制のうち建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物（以下「大規模建築物」という。）に係るものの以外のものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。

8 前項の建築副主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

9 特定行政庁は、その所轄区域を分けて、その区域を所管する建築主事（第七項の規定によつて建築副主事を置いた場合にあつては、建築主事及び建築副主事）を指定することができる。
（建築基準適合判定資格者検定）

第五条 建築基準適合判定資格者検定は、建築十の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準適合規定に適合するかどうかを判定するための必要な知識について、国土交通大臣が行う。
前項の検定は、これを分けて一級建築基準適合判定資格者検定及び二級建築基準適合判定資格者検定とする。

3 一級建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準適合規定に適合するかどうかを判定するためには必要な知識について行う。

4 二級建築基準適合判定資格者検定は、二級建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準適合規定に適合するかどうかを判定するためには必要な知識について行う。

5 一級建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者でなければ受けることができない。

定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができるない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者として当

5 果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

都道府県知事は、前項の場合（申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イ）の政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を

(建築物の建築に関する確認の特例)
第六条の四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める限り

6 の確認済証又は前項の通知書の交付をしたことを
は、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省
省令で定めるところにより、確認審査報告書を
作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に
係る建築物の計画に関する国土交通省令で定め
る書類を添えて、これを特定行政庁に提出しな
ければならない。

告書の提出を受けた場合において、第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。

前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第九条第一項又は第十項の命令その他の措置を講ずるものとする。

(構造計算適合性判定)

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査（第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定

一級建築士の相談諮詢に基づくもの又は構造建築物が構造関係規定に適合することを構造設計士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査(前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。)

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事等が第六条第一項の規定による確認をするときは、当該建築主事等を当該申請に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

3 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第一項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関する専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第一項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から十四日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結

（第一項の規定による構造計算適合性判定の結果を受けた場合において、当該通知書が合意定通通知書（当該建築物の計画が特定構造基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）であるときは、第六条第一項又は前条第一項の規定による確認をする建築主事等又は同項の規定による指定を受けたに、当該適合判定通知書又はその写しを提出なければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第六条第七項又は前条第四項の通知書交付を受けた場合は、この限りでない。

建築主は、前項の場合において、建築物の画面が第六条第一項の規定による建築主事等の認に係るものであるときは、同条第四項の期間（同条第六項の規定により同条第四項の期間延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定知書又はその写しを当該建築主事等に提出しなければならない。

第一項の規定による構造計算適合性判定の結果及び第四項から第六項までの通知書の様は、国土交通省令で定める。

第 一 項 計 算 書 の 建 築 工 事 業 に 關 す る 規 定	第 二 項 建 築 工 事 業 に 關 す る 規 定	第 三 項 建 築 工 事 業 に 關 す る 規 定	第 四 項 建 築 工 事 業 に 關 す る 規 定	第 五 項 建 築 工 事 業 に 關 す る 規 定	第 六 項 建 築 工 事 業 に 關 す る 規 定	第 七 項 建 築 工 事 業 に 關 す る 規 定
（建築物に関する第一項検査）	（建築物に関する第二項検査）	（建築物に関する第三項検査）	（建築物に関する第四項検査）	（建築物に関する第五項検査）	（建築物に関する第六項検査）	（建築物に関する第七項検査）

5 都道府県知事は、前項の場合（申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第二十条第二号イ）の政令で定める基準に従つた構造算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合その他国土交通省令で定める場合に於ける。）において、前項の期間内に当該申請者同項の通知書を交付することができない不合理な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期並びにその期間を延長する理由を記載した通書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

6 都道府県知事は、第四項の場合において、請書の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にはあつては、当延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

7 建築主は、第四項の規定により同項の通知の交付を受けた場合において、当該通知書が合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知をいう。以下同じ。）であるときは、第六条第一項又は前条第一項の規定による確認をする建築主事等又は同項の規定による指定を受けたに、当該適合判定通知書又はその写しを提出なければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第六条第七項又は前条第四項の通知書交付を受けた場合は、この限りでない。

8 建築主は、前項の場合において、建築物の計画が第六条第一項の規定による建築主事等の認に係るものであるときは、同条第四項の期間（同条第六項の規定により同条第四項の期間延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事等に提出しなければならない。

する調査（以下「建築物に関する調査」といふ。）の状況に関する報告を求めることができるもの。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理

者若しくは占有者、建築主、設計者、建築

材料等を製造した者、工事監理者、工事施工

者又は建築物に関する調査をした者

二 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査

機関

三 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造

計算適合性判定機関

特定行政庁又は建築主事等にあつては第六条

第四項、第六条の二第六項、第七条第四項、第

七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しく

は第十三項、第十一条第一項から第三項まで、前

条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行

に必要な限度において、建築監視員にあつては

第九条第十項の規定の施行に必要な限度におい

て、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有

者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、

建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施

工者又は建築物に関する調査をした者に対し、

帳簿、書類その他の物件の提出を求めることが

できる。

7 建築主事等又は特定行政庁の命令若しくは建

築主事等の委任を受けた当該市町村若しくは都

道府県の職員にあつては第六条第四項、第六条

の二第六項、第七条第四項、第七条の三第四

項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、

第十条第一項から第三項まで、前条第一項又は

第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度

において、建築監視員にあつては第九条第十項

の規定の施行に必要な限度において、当該建築

物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の

工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、

建築工事場又は建築物に関する調査をした者の

営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建

築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建

築材料等の製造に關係がある物件、設計図書そ

の他建築物に関する工事に關係がある物件若し

くは建築物に関する調査に關係がある物件を検

査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建

築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、

建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工

事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する

調査をした者に対する質問することができる。

ただし、住居に立ち入る場合

建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工

事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する

調査をした者に対する質問について質問す

ることができる。ただし、住居に立ち入る場合

においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。さればならぬ。

8 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第一項及び第三項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に係る台帳を整備し、かつ、当該機関

による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に係る台帳を整備し、かつ、当該機関

における調査員資格者証に關して不誠実な行為をしたとき。

四 偽りその他不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。

建築物調査員資格者証の交付の手続その他の建

築物調査員資格者証に關する事項は、国土建

府県知事は、建築主事を開設しようとする場

合又は建築物の除却の工事を施工する者が建

築主事等（大規模建築物を建築し、

又は除却しようとする場合にあつては、建築主

事）を経由して、その旨を都道府県知事に届け

出なければならない。ただし、当該建築物又は

当該工事に係る部分の床面積の合計が十平方メートル

以内である場合においては、この限りでない。

都道府県知事は、報告しなければならない。た

だし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の

損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル

以内である場合においては、この限りでない。

都道府県知事は、前三項の規定による届出及

び報告に基づき、建築統計を作成し、これを国

土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交

通省令で定める期間保存しなければならない。

前各項の規定による届出、報告並びに建築統

計の作成及び送付の手続は、国土交通省令で定

めることとする。

第十四条 建築主事を置く市町村の長は、都道府

県知事又は国土交通大臣に、この法律の施行に關し必要な助言又は援助を求めることができる。

（報告、検査等）

第十五条の二 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(国土交通大臣又は都道府県知事への報告)

第十六条 国土交通大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関する必要な報告又は統計の資料の提出を求めることができる。

第十七条 国土交通大臣は、都道府県若しくは市町村の建築主事等の处分がこの法律若しくはこ^(特定行政庁等に対する指示等)

れに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県若しくは市町村の建築主事等がこれらの規定に基づく処分を怠つてゐる場合において、國の利益に重大な關係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村の長に対して、期限を定めて、都道府県又は市町村の建築主事等に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。

2 国土交通大臣は、都道府県の建築主事等の处分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は都道府県の建築主事等がこれらの規定に基づく処分を怠つてゐる場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、都道府県の建築主事等に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、市町村の建築主事等の処分がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は市町村の建築主事等がこれらの規定に基づく処分を怠つてゐる場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるときは、当該市町村の長に対して、期限を定めて、市町村の建築主事等に対し必要な措置を命ずべきことを指示することができる。

4 國土交通大臣は、前項の場合において都道府県知事がそのすべき指示をしないときは、自ら同項の指示をすることができます。

5 都道府県知事又は市町村の長は、正当な理由がない限り、前各項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行つた指示に従わなければならぬ。

6 都道府県又は市町村の建築主事等は、正当な理由がない限り、第一項から第四項までの規定による指示に基づく都道府県知事又は市町村の長の命令に従わなければならぬ。

7 國土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合又は都道府県若しくは市町村の建築主事等が正当な理由がなく、所定の期限までに、同項の規定による国土交通大臣の指示に基づく都道府県知事若しくは市町村の長の命令に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

国土交通大臣は、都道府県知事若しくは市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠つてている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるとときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

10 都道府県知事は、市町村の長がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠つていている場合において、これらにより多数の者の生命又は身体に重大な危害が発生するおそれがあると認めるとときは、当該都道府県知事に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

11 第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、第五項中「前各項」とあるのは「第八項から第十項まで又は第十一項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

12 国土交通大臣は、都道府県知事又は市町村の長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第八項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができることとする。

(国) 都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第九条の三まで、第十条及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第四十項までの規定に定めるところによる。

第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事

事置く市町村である場合においては、当該国機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事等（当該計画が大規模建築物に係るものである場合にあつては、建築主事）に通知しなければならない。ただし、防火地域に通知しなければならない。（ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合（当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合に限る）においては、この限りでない。）

建築主事等は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第二項に規定する建築基準関係規定。以下この項、次項、第十五項、第十六項及び第十九項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国機関の長等に対しても確認済証を交付しなければならない。

国機関の長等が第二項の規定による通知をしなければならない場合において、国機関の長等が同項の計画を当該計画に係る工事に着手する前に第六条の二第一項の規定による指定を受けた者に通知したときは、当該者は、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

国機関の長等は、前二項の場合において、第二項又は前項の通知に係る建築物の計画が特定構造設計基準又は特定改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「審査」という。）を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る審査が次の各号に掲げる審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる審査の区分に

応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき又は第六条の二第一項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有する部分に限る。)に適合するかどうかを審査するものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査

二 当該建築物の計画(第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計

一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造

設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準又は特定

増改築構造計算基準に適合するかどうかの審

査(前号に掲げる審査に該当するものを除く。)

都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る建築物の計画が建築基

準関係規定に適合するものであることについて

当該都道府県に置かれた建築主事等が第三項に

規定する審査をするときは、当該建築主事等を

当該通知に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の

計画について第五項の構造計算適合性判定を行

うに当たつて必要があると認めるときは、当該

構造方法に係る構造計算に関する専門的な識見

を有する者の意見を聴くものとする。

8 都道府県知事は、第五項の通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合(第五項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準(第二

十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定を

10 都道府県知事は、第八項の場合において、第

五項の通知の記載によつては当該建築物の計画

が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基

準に適合するかどうかを決定することができな

い正当な理由があるときは、その旨及びその理

由を記載した通知書を第八項の期間(前項の規

定により第八項の期間を延長した場合にあつて、当該通

は、当該延長後の期間)内に当該通知をした国

の機関の長等に交付しなければならない。

11 国の機関の長等は、第八項の規定により同項

の通知書の交付を受けた場合において、当該通

知書が適合判定通知書であるときは、第三項又

は第四項の規定による審査をする建築主事等又

は第六条の二第一項の規定による指定を受けた

者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出

しなければならない。ただし、当該建築物の計

画に係る第十五項又は第十六項の通知書の交付

を受けた場合は、この限りでない。

12 前項の場合において、同項の規定による適合

判定通知書又はその写しの建築主事等への提出

は、第三項の期間(第十四項の規定により第三

項の期間が延長された場合にあつては、当該延

長後の期間)の末日の三日前までにしなければ

ならない。

13 建築主事等又は第六条の二第一項の規定によ

る指定を受けた者は、第三項又は第四項の場合

の指定を受けた者は、第三項又は第四項の場合

の指定を受けた者は、第三項又は第四項の場

合において、第二項又は第四項の通知に係る建

築物の計画が第五項の構造計算適合性判定を要す

るものであるときは、当該通知をした国の機関

の長等から第十一項の適合判定通知書又はその

写しの提出を受けた場合に限り、第三項又は第

四項の確認済証を交付することができる。

14 建築主事等は、第三項の場合(第二項の通知

に係る建築物の計画が特定構造計算基準(第二

十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つ

た構造計算で同号イに規定する方法によるもの

によつて確かめられる安全性を有することに係

る部分に限る。)に適合するかどうかを審査す

る場合その他の国土交通省令で定める場合に限

る。)において、第三項の期間内に当該通知を付

出することができない合理的な理由があるとき

は、三十五日の範囲内において、同項の期間を

延長することができる。この場合においては、そ

の旨及びその延長する期間並びにその期間を

当該通知をした国の機関の長等に交付しなけ

ればならない。

15 建築主事等は、第三項の場合において、第二

項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規

定に適合しないことを認めたとき、又は建築基

準関係規定に適合するかどうかを決定すること

ができるない正当な理由があるときは、その旨及

びその理由を記載した通知書を第三項の期間

に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大

規模の模様替の工事について通知を受けた場合

にあつては、当該延長後の期間)内に当該通

知をした国の機関の長等に交付しなければなら

ない。

16 第六条の二第一項の規定による指定を受けた

者は、第四項の場合において、同項の通知に係

る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しな

いことを認めたとき、又は建築基準関係規定に

適合するかどうかを決定することができない正

当な理由があるときは、国土交通省令で定める

ところにより、その旨及びその理由を記載した

通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付

しなければならない。

17 第二項又は第四項の通知に係る建築物の建

築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

は、第三項又は第四項の確認済証の交付を受けた

後でなければすることができない。

18 第六条の二第一項の規定による指定を受けた

者は、第四項の確認済証又は第十六項の通知書

の交付をしたときは、国土交通省令で定める期

間内に、国土交通省令で定めるところにより、

審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通

知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交

通省令で定める書類を添えて、これを特定行政

庁に提出しなければならない。

19 特定行政庁は、前項の規定による審査報告書

の提出を受けた場合において、第四項の確認済

証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係

規定に適合しないと認めるときは、国の機関の

敷地が建築基準関係規定に適合していることを

認めたときは、国土交通省令で定めるところに

- より、国の機関の長等に対する検査済証を交付しなければならない。

第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第二十三項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めることにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

国機関の長等は、第十七項の工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、その旨を、その日から四日以内に到達するように、建築主事等に通知しなければならない。

建築主事等が前項の規定による通知を受けた場合においては、検査実施者は、その通知を受けた日から四日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対しても当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。

特定工程後の工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

第二十八項及び前項の規定は、第十七項の工事が特定工程を含む場合において、第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日が経過する日までに引き受けたときについては、適用しない。

第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を国の機関の長等に交付しなければならない。

第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第三十二項の検査をした場合において、

特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対する当該工事の監査の実施の日から四月以内に各工事に

三 第二十項の規定による通知をした日（第七項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定を受けた者に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該構造計算適合性判定の全部又は一部を行わないものとする。

項の規定による指定を受けた者が、安全上、
防火上及び避難上支障がないものとして国土
交通大臣が定める基準に適合していることを
認めたとき。

三 第二十項の規定による通知をした日（第七
条の二第一項の規定による認定を受けた者
は、国土交通省令で定める期間内に、国土交通
省令で定めるところにより、仮使用認定報告書
を作成し、同号の規定による認定をした建築物
に関する国土交通省令で定める書類を添えて、
これを特定行政庁に提出しなければならない。
特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定
報告書の提出を受けた場合において、第三十八
項第二号の規定による認定を受けた建築物が同
号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと
認めたときは、国の機関の長等及び当該認定を
行つた第七条の二第一項の規定による指定を受け
た者にその旨を通知しなければならない。
特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を
置く市町村の建築物又は建築物の敷地が第九条
第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第九
十条の二第一項の規定に該当すると認める場合
においては、直ちに、その旨を当該建築物又は
建築物の敷地を管理する国の機関の長等に通知
し、これらの規定に掲げる必要な措置をとるべ
きことを要請しなければならない。
(指定構造計算適合性判定機関による構造計算
適合性判定の実施)

第十八条の二 都道府県知事は、第七十七条の三
十五の二から第七十七条の三十五の五までの規
定の定めるところにより国土交通大臣又は都道
府県知事が指定する者に、第六条の三第一項及
び前条第五項の構造計算適合性判定の全部又は
一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県
の区域において同項の規定による構造計算適合
性判定の業務を行うとする者を指定する場合に
あつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域
において同項の規定による構造計算適合性判
定の業務を行おうとする者を指定する場合にあ
つては都道府県知事がするものとする。

4 第一項の規定による指定を受けた者が構造計算適合性判定を行う場合における第六条の第三項及び第三項から第六項まで並びに前条第五項及び第七項から第十項までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

(確認審査等に関する指針等)

第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項並びに第十八条第三項及び第四項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第五項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項並びに第十八条第二十一項及び第十二条第三項（これらの規定を第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項並びに第十八条第二十九項及び第三十二項（これらの規定を第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十二第二項第三号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため確認審査等に関する指針を定めなければならない。

国土交通大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十九条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならぬ。ただし、敷地内の排水に支障がない場合

(敷地の衛生及び安全)

第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備

用途に供する建築物で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

口 構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定められたこれに類する構造のもの

イ 主要構造部が不燃材料で造られたものその他

三 畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

四 防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて他の部分と有効に区画されている部分（以下の項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分を第二条第九号の二ロに規定する防火設備を有するものに係る前項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別に建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項第一号に該当する建築物とみなす。

一 当該特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の二イ（2）に規定する性能と同等の性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

二 当該特定部分の主要構造部が準耐火構造であるもの又はこれと同等の準耐火性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（前号に該当するものを除く。）
(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を設けなければならない。

一 別表第一(ろ) 欄に掲げる階を同表(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供するもの(階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(同表(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(二)項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。)を除く。)

二 別表第一(い) 欄(二)項から(四)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(一)項の場合にあつては、客席、同表(二)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するものは、耐火建築物としなければならない。

一 別表第一(い) 欄(五)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する三階以上の部分の床面積の合計が同表(は)欄(五)項に該当するもの

二 別表第一(ろ) 欄(六)項に掲げる用途に供するもの

三 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物(別表第一(い)欄(六)項に掲げる用途に供するものにあつては、第二条第九号の三ロに該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。)としなければならない。

一 別表第一(い) 欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(に)欄の当該各項に該当するもの

二 別表第一(ト)項第四号に規定する危険物(安全上及び防火上支障がないものとして政

令で定めるものを除く。以下この号において同じ。の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度を超えないものを除く。）

第三項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室（居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、五分の一から十分の一までの間において居室の種類に応じ政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又是温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気上有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

3 別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の中室でかまど、こんろその他の火を使用する設備若しくは器具を設けたもの（政令で定めるものを除く。）には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。

4 ふすま、障子その他隨時開放することができるもので仕切られた二室は、前三項の規定の適用については、一室とみなす。（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上有害がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第

三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。

二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料(石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)を使用しないこと。

三 居室を有する建築物にあっては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

(地階における住宅等の居室)

第二十九条 住宅の居室、学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寝室で地階に設けるものは、壁及び床の防湿の措置その他の事項について衛生上必要な政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)

第三十条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 その構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 小屋裏又は天井裏に達するものであること。

(便所)

第三十一条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第一条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

8 境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

田園住居地域内においては、別表第二（も）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

9	近隣商業地域内においては別表第一（り）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
10	商業地域内においては、別表第二（ぬ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
11	準工業地域内においては、別表第二（る）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
12	工業地域内においては、別表第二（を）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
13	工業専用地域内においては、別表第一（わ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
14	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内において

<p>第49条の二 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。</p> <p>(特定用途制限地域)</p>	<p>は、別表第二（か）項に掲げる建築物は、建築物においてはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可（次項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならぬ。</p> <p>前項の規定にかかるらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。</p> <p>一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限る。）について特例許可をする場合</p> <p>二 日常生活中必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可（第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。）をする場合</p> <p>特定行政庁は、第五十項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。</p> <p>(特別用途地区)</p>
<p>第四十九条 特別用途地区内においては、前条第一項から第十三項までに定めるものを除くほか、その地区的指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関する必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。</p>	<p>は、別表第二（か）項に掲げる建築物は、建築物においてはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可（次項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならぬ。</p> <p>前項の規定にかかるらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。</p> <p>一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限る。）について特例許可をする場合</p> <p>二 日常生活中必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可（第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。）をする場合</p> <p>特定行政庁は、第五十項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。</p> <p>(特別用途地区)</p>

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)
第五十条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区的指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。
(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)
第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場等

(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限)

第七号に掲げる建築物を除く。) 又は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(第五号から第七号までに掲げる建築物を除く。) 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

三 商業地域内の建築物(第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。) 十分の二十、十分の

第七号に掲げる建築物を除く。) 又は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(第五号から第七号までに掲げる建築物を除く。) 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の二十一、十分の三十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの掲げる建築物を除く。) 十分の二十、十分の三十、十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十、十分の百、十分の百十、十分の百二十又は十分の百三十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

四 工業地域内の建築物 (第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。) 又は工業専用地域内の建築物 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの掲げる建築物を除く。) であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。) 当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの、当該特定用途誘導地区において定められた誘導すべき用途に供するもの全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの、当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値

8 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号の規定を適用する。

9 第四十四条第二項の規定は、第四項、第五項又は第六項第三号の規定による許可をする場合に準用する。

4 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号又は第四号の規定による許可をする場合に準用する。

(第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離)

第五十四条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内において建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下この条及び第八六条の六第一項において「外壁の後退距離」という。)は、当該地域に関する都市計画において外壁の後退距離の限度が定められた場合においては、政令で定める場合を除き、当該限度以上でなければならぬ。

2 前項の都市計画において外壁の後退距離の限度を定める場合においては、その限度は、一・五メートル又は一メートルとする。

(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)

第五十五条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内において建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えるおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかるらず、十二メートルとする。

再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの)を以て、第五十八条第二項において同じくの利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものとすことができる。

第一項及び第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの
二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

第五十四条第二項の規定は、第三項又は前項各号の規定による許可をする場合について準用する。

第五十五条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。

一 別表第三(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(は)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(ニ)欄に掲げる数値を乗じて得たもの

二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が一・二五とされている建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第七項第二号において同じ)で高さが三十一メートルを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が一・二五とされている建築物にあつては二十メートルを、イからニまでに定める数値が二・五とされている建築物については三十一メートルを加えたもの

イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く)一・二五(第五十二条第一項第二号の規定により容積率の限度が十分の三十以

下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、二・五)

ハ 高層住居誘導地区内の建築物
口 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(ハに掲げる建築物を除く。)又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 二・五

二 用途地域の指定のない区域内の建築物

一・二五又は二・五のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

三 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域内又は第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域(次条第一項の規定に基づく条例で別表第四の二の項に規定する(一)、(二)又は(三)の号が指定されているものを除く。以下この号及び第七項第三号において同じ。)内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物にあつては五メートルを、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては十メートルを加えたもの

前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離(当該建築物(地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。)から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。)に相当する距離だけ外側の線」とする。

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内における前面道路の幅員が十三メートル以上である建築物に対する別表第三の規定の適用については、同表(ニ)欄中「二・二五」とあるのは、一・二五(前面道路

4 前項に規定する建築物で前面道路の境界線か
の反対側の境界線からの水平距離が前面道路の
幅員に一・二五を乗じて得たもの以上の区域内
においては、一・五」とする。

ら後退したものに対する同項の規定の適用については、同項中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後壁(巨體)」(他56頁下)。

築物の後退距離に二を乗じて得たものを加えたものに」とすることができる。

5
建築物が第一項第二号及び第三号の地域、地区又は区域の二以上にわたる場合においては、これらは規定中の「建築物」とあるのは、「建築物」の部分である。

物の部分」とする。建築物の敷地が二以上の道路に接し、又は公園、広場、川若しくは海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地を二つに接する

ものに拘らず場合、建築物の費増とこれに拘らず道路若しくは隣地との高低の差が著しく場合その他特別の事情がある場合における前各項規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定め

規定の適用の範囲に関する特記に、政令で定め
る。

める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして政令で定める基準に適合す

る建築物については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

前項（同号の規定の適用の緩和に係る部分に限る。前面道路の反対側の境界線上の政令で定める位置

第一項(第二号) 第五項及び前項(同号)の規定の適用の緩和に係る部分に限る。隣地境界線からの水平距離が、第一項の限界又は二点間の距離が一・二五倍とされて、建物

にあつては十六メートル、第一項第二号イ物にあつては十二・四メートルだけ外から二までに定める数値が二・五とされる建築物にあつては十二・四メートルだけ外

側の線上の政令で定める位置
三 第一項第三号、第五項及び前項（同号の規定の適用の緩和に係る部分に限る。）隣地境

第五十六条の二

（この地図（地図）の一部）に付する区域（以下この条において「対象区域」という。）内にある同表（右）欄のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの（四の項にあつては、同項イ又はロの真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間ににおいて、それぞれ 同表（左）欄の各項（四の項にあつては、同項イ又はロ）に掲げる平均地盤面からの高さ（二）の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するものの）の水平面（対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。）、（二）の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表（右）欄の（一）、（二）又は（三）の号（同表の三の項にあつては、（二）又は（二）の号）のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政府が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。

5 建築物が第
る。

の異なる区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合における同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和）
第五十七条 高架の工作物内に設ける建築物で特定期間内に設ける建築物で特定期間内に設ける建築物（高架の道路の路面下に設けるものを除く。）については、第五十六条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定は、適用しない。
(特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例)
第五十七条の二 特例容積率適用地区内の二以上の敷地（建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用地区の内外にわたる敷地であつてその過半が当該特例容積率適用地区に属するものを含む。以下この項において同じ。）に係る土地について所有権若しくは建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（臨時設備の他一時使用のため設定されたことが明らかななもの）を除く。（以下「借地権」という。）を有する者又はこれらの者の同意を得た者は、一人で、又は数人が共同して、特定行政庁に対し国土交通省令で定めるところにより、当該二以上の敷地（以下この条及び次条において「特例容積率適用地区」）のそれぞれに適用される特別の容積率（以下この条及び第六十条の二第四項において「特例容積率」という。）の限度の指定を申請することができる。
前項の規定による申請をしようとする者は、申請者及び同項の規定による同意をした者以外に当該申請に係る特例敷地について政令で定める利害関係を有する者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならぬ。
2

乗じて得た
列敵地の敵

（第五号から第七号までを除く。以下この号において同じ。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。）の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたるときの当該基準容積率の限度は、同条第一項各号の規定による当該各地域又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。

二 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率以上であること。

三 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地における建築物の利用上の必要性、周囲の状況等を考慮して、当該それぞれの特例敷地にふさわしい容積を備えた建築物が建築されることにより当該それぞれの特例敷地の土地が適正かつ合理的な利用形態となるよう定められていること。この場合において、申請に係る特例容積率の限度のうち第五十二条第一項及び第三項から第八項までの規定による限度を超えるものにあつては、当該特例容積率の限度に適合して建築される建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとなるよう定められていること。

特定行政庁は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、特例容積率の限度、特例敷地の位置その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定める事項を

界線から真北方向への水平距離が、第一種氏

これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

3 特定行政庁は、第一項の規定による申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に基づき、特例敷地のそ

表示した図書をその事務所に備えて、一般的の縦覧に供さなければならない。

第三項の規定による指定は、前項の規定による公報によつて、その効力を生ずる。

第四項の規定により特例容積率の限度が公告されたときは、当該特例敷地内の建築物については、当該特例容積率の限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

第四項の規定により公告された特例敷地のいずれかについて第一項の規定による申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第三項の指定（以下この項において「新規指定」という。）をしたときは、当該特例敷地についての第三項の規定による従前の指定は、新規指定に係る第四項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。（指定の取消し）

第五十七条の三 前条第四項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、同

第三項の指定の取消しを特定行政庁に申請す

ることができる。この場合においては、あらか

じめ、当該特例敷地について政令で定める利害

関係を有する者の同意を得なければならない。

前項の規定による申請を受けた特定行政庁

は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現

に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中

の建築物の計画上の容積率が第五十二条第一項

から第九項までの規定による限度以下であると

き、その他当該建築物の構造が交通上、安全

上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとき

は、当該申請に係る指定を取り消すものとす

る。

特定行政庁は、前項の規定による取消しをし

たときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公報しなければならない。

第二項の規定による取消しは、前項の規定によ

る公報によつて、その効力を生ずる。

前二項に定めるもののほか、第二項の規定による指定の取消しについて必要な事項は、国土

交通省令で定める。

（特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度）

第五十七条の四 特例容積率適用地区内においては、建築物の高さは、特例容積率適用地区に關

する都市計画において建築物の高さの最高限度

が定められたときは、当該最高限度以下でなければならぬ。ただし、特定行政庁が用途上又

は構造上やむを得ないと認めて許可したものに

ついては、この限りでない。

第四十四条第二項の規定は、前項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

（高層住居誘導地区）

第五十九条 第一項の規定による許可をする場合に准用する。

（高度利用地区）

第五十九条 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）並びに建築物の容積率又は各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものに

ついては、それぞれの建築面積は、高度利用地区内において、第五十二条第一項から第九項ま

で、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十

七条の二第六項の規定による限度を超えるもの

とすることができる。

第四十四条第二項の規定は、前項の規定によ

りて定められたときは、当該最高限度以下でな

ければならない。

（高度利用地区内においては、建築物の建蔽率は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建蔽率の最高限

度が定められたときは、当該最高限度以下でな

ければならない。

第四十四条第二項の規定による許可をする場合に準用する。

（高層住居誘導地区）

第五十九条 第二項の規定による許可をする場合に准用する。

（専門的地区）

第五十九条 第二項の規定による許可をする場合に准用する。

（高度利用地区）

第五十九条 第二項の規定による許可をする場合に准用する。

（専門的地区）

第五十九条 第二項の規定による許可をする場合に准用する。

4	高さ一メートル以下の門又は埠 建築物が特定防災街区整備地区と特定防災街区整備地区として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部について、前項の規定を適用する。ただし、その建築物が特定防災街区整備地区内においては、建築物の敷地面積は、特定防災街区整備地区において防火壁で区画されている場合においては、その全部の部分については、この限りでない。
3	特定防災街区整備地区内においては、建築物の敷地面積は、特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた建築物の敷地面積の最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。
2	建築物が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
1	公衆便所、巡回派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
5	特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
4	第五十三条の二第三項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十七条第三項」と読み替えるものとする。
6	特定防災街区整備地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、特定防災街区整備地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
1	第三項第一号に掲げる建築物
2	学校、駅舎、卸売市場その他のこれらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
6	特定防災街区整備地区内においては、その敷地が防災都市計画施設（密集市街地整備法第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下この条において同じ。）に接する建築物の防災都市計画施設に係る間口率（防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の当該防災街区整備地区の長さに対する割合をいう。以下この条において同じ。）及び高さ

7	物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部 分（同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造としなければならない。
8	前項の建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定に關し必要な事項は、政令で定める。
9	前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
10	一 第三項第一号に掲げる建築物 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
10	第四十四条第二項の規定は、第三項第一号、第五項第二号又は前項第二号の規定による許可をする場合に準用する。（第三十八条の準用）
第六節 景観地区	
第六十七条の一 第三十八条の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する前条第一項及び第二項の規定の適用について準用する。	

3	二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
4	第五十三条の二第三項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合は、「第六十八条第三項」と読み替えるものとする。
5	景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区（景観法第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例で、壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。）が定められることは、当該最高限度以下又は当該最低限度以下でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
6	一 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
2	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
1	一 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
2	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
3	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
4	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定（第三条第三項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。）を定めるものとする。
5	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
6	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
7	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
8	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
9	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
10	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。

3	二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
4	第五十三条の二第三項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合は、「第六十八条第三項」と読み替えるものとする。
5	景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区（景観法第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例で、壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。）が定められることは、当該最高限度以下又は当該最低限度以下でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
6	一 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
2	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
1	一 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
2	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
3	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
4	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
5	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
6	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
7	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
8	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
9	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
10	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。

3	二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
4	前項の規定による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の区域にあっては適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、集落地区計画の区域については、当該集落地区計画の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、それぞれ合理的に必要と認められる限度において、同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、政令で定める基準に従い、定めることができる。
5	景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている景観地区（景観法第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例で、壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要なものを含むものに限る。）が定められることは、当該最高限度以下又は当該最低限度以下でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
6	一 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
2	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
1	一 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
2	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
3	二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
4	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
5	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
6	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
7	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
8	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
9	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。
10	第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、第六十五条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。

備法第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区をいう。(以下同じ。)で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条の規定は、適用しない。

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十八条第一項から第十一項まで及び第十三項中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ないと認め、又は地区計画若しくは沿道地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画若しくは沿道地区計画の区域における業務の利便の増進上やむを得ない」と、同条第十二項中「工業の更上り又は公益上

域に限る。) 内の建築物に対する第四十八条第十一項から第十三項まで (これらの規定を第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を除く。) の規定の適用については、第四十八条第一項から第十一項まで及び第十三項中「又は」を「公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ないと認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区

計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。
イ 都市計画法第十二条の六、密集市街地整備法第三十二条の二又は沿道整備法第九条の二の規定による区域の特性に応じたものとし、区分した建築物の容積率の最高限度

2 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち当該地区整備計画又は沿道地区整備計画

必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は地区計画若しくは沿道地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画若しくは沿

地区計画の区域における歴史的風致（地域歴中）的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」と、同条第十二項中「工業の利便上又は公益上必要

(1) 地区整備計画の区域 都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設の配置及び規模

画において十分の六以下の数値で建築物の建設率の最高限度が定められている区域に限る)内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十三条第一項から第三項まで、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

要」とあるのは、「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致（地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」とする。

(3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法
第九条第二項第一号に規定する沿道地区
施設又は同条第四項第一号に規定する
施設

(2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密
集市街地整備法第三十二条第二項第二号
に規定する地区施設

3 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち二十メートル以下の高さで建築物の高さの最高限度が定められている区域に限る）内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の内容に適合し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上の建築物であつて特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

別表第二（か）項に掲げる建築物のうち当該地区整備計画の内容に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第四十八条第六項、第七項、第十二項及び第十四項の規定は、適用しない。

(建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号イに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。
（区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の五 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

発等促進区又は沿道再開発等促進区（地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。第六項において同じ。）内においては、敷地内に有効な空地が確保されていることにより、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条の規定は、適用しない。

については、第四十八条第六項、第七項及び第十四項中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ないと認め、又は地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における商業その他の業務の利便の増進上やむを得ない」と、同条第十二項中「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは

は沿道地区計画の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上

一 地区整備計画又は沿道地区整備計画（都市計画法第十二条の七又は沿道整備法第九条の規定により、地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域を区分して建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。）が定められている区域であること。

二 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物

5 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

9 公益上必要と認め、又は地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該地区計画の区域における商業その他の業務の利便の増進上やむを得ないとする。

歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域）

支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

の容積率を超えるものとして定められている区域にあっては、地区整備計画又は沿道地区整備計画において次に掲げる事項が定められられており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこれらの事項に関する制限が定められている区域であること。

イ 建築物の容積率の最低限度
ハ 壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）
(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例)

第六十八条の五の二 次に掲げる条件に該当する防災街区整備地区計画の区域内にある建築物(第二号に規定する区域内の建築物にあつては、防災街区整備地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。)については、当該防災街区整備地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一 特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画（いずれも密集市街地整備法第三十二条の三第一項の規定により、その区域をそれぞれ区分し、又は区分しないで建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。）が定められている区域であること。

二 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域にあつては、特定建築物地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく條例でこれら的事項に関する制限が定められている区域であること。

イ 建築物の容積率の最低限度
ロ 建築物の敷地面積の最低限度
ハ 壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）
(高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例)

第六十八条の五の三 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第二号から第四号までに定める数値とみなして、同条の規定を適用する。

一 都市計画法第十二条の八又は沿道整備法第九条の四の規定により、次に掲げる事項が定められている地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域であること。

ロイ 建築物の容積率の最高限度
備計画において沿道整備法第九条第六項第
二号の建築物の沿道整備道路に係る間口率
の最低限度及び建築物の高さの最低限度が
定められている場合にあつては、これらの
最低限度（建築物の建蔽率の最高限度、
建築物の建築面積の最低限度及び壁面の位
置の制限（壁面の位置の制限にあつては、
市街地の環境の向上を図るために必要な場合
に限る。）
二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例
で、前号ロに掲げる事項（壁面の位置の制限
にあつては、地区整備計画又は沿道地区整備
計画に定められたものに限る。）に関する制
限が定められている区域であること。
前項各号に掲げる条件に該当する地区計画又
は沿道地区計画の区域内においては、敷地内に
道路に接して有効な空地が確保されていること
等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防
火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建
築物については、第五十六条第一項第一号及び
第二項から第四項までの規定は、適用しない。
第四十四条第二項の規定は、前項の規定によ
る許可をする場合に準用する。
(住居と住居以外の用途とを区分して定める地
区計画等の区域内における建築物の容積率の特
例)
第六十八条の五の四 次に掲げる条件に該当する
地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区
計画の区域内にあるその全部又は一部を住宅の
用途に供する建築物については、当該地区計
画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に
おいて定められた建築物の容積率の最高限度を
第五十二条第一項第一号又は第三号に定める数
値とみなして、同条（第八項を除く。）の規定
を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項
の規定により建築物の延べ面積の算定に当たり
その床面積が当該建築物の延べ面積に算入され
ない部分を有するときは、当該部分の床面積を
含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある
地域に関する都市計画において定められた同条
第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五
倍以下でなければならない。
一 次に掲げる事項が定められている地区整備
計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整
備地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域
であること。

イ 建築物の容積率の最高限度（都市計画法第十二条の九、密集市街地整備法第三十二条の四又は沿道整備法第九条の五の規定により、それぞれ都市計画法第十二条の九第一号、密集市街地整備法第三十二条の四第一号又は沿道整備法第九条の五第一号に掲げるものの数値が第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値以上その一・五倍以下で定められているものに限る。）

ロ 建築物の容積率の最低限度

ハ 建築物の敷地面積の最低限度

二 壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号ロからニまでに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

三 当該区域が第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内にあること。

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例）

第六十八条の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条第二項の規定は、適用しない。

一次に掲げる事項が定められている地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）の区域であること。

イ 都市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の五、地域歴史的風致法第三十二条又は沿道整備法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。）における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度

ロ 建築物の容積率の最高限度

ハ 建築物の敷地面積の最低限度

前項第一号イ及びハに掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で前項第一号イ及びハに掲げる事項（壁面後退区域における工作物の設置の制限を除く。）に関する制限が定められている地区計画等の区域内にある建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。

（地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例）

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ その配置が地盤面上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等（第六十八条の四第一号ロに規定する施設、地域歴史的風致法第三十一条第二項第一号に規定する地区施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。）

ロ 壁面の位置の制限（イの地区施設等に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

二 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号ロに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

（道路の位置の指定に関する特例）

第六十八条の六 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域（次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第一項において

同じ。)における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならぬ。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他のこと由によりこれにより難いと認められる場合には、この限りでない。

とにより整備された道の機能を著しく阻害するおそれがあるとき。

特定行政庁は、前項の規定により予定道路の指定を行う場合（同項第一号に該当する場合を除く。）においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四十六条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

第一項の規定により予定道路が指定された場合においては、当該予定道路を第四十二条第一

は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物又はその敷地と道路との関係建築物の容積率、建築物の高さその他の建築物の敷地又は構造に関する必要な制限を定めることができる。

一 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第六十八条の二十一第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十三第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認証の基準)

第六十八条の十三 国土交通大臣は、第六十八条の十一第一項の申請が次に掲げる基準に適合しない場合、認証書を交付しない。

三 域又は防災街区整備地区整備計画
四 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致
維持向上地区整備計画

第一項の規定により予定道路が指定された場合において、建築物の敷地が予定道路に接するときは又は当該敷地内に予定道路があるときは、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を第五十二条第二項の前面道路とみなして、同項から同条第七項まで及び第

第三章の二 型式適合認定等

(型式適合認定)

第六十八条の十 国土交通大臣は、申請により、建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式が、前項の規定又はこれに基づく命令の規定(第六条の三)の二十五条第一項の構造方法等の認定の内容を含む)のうち当該建築材料又は建築物の

一 申請に係る型式部材等の型式で型式部材等の種類ごとに国土交通省令で定めるものが型式適合認定を受けたものであること。

二 申請に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が国土交通省令で定めた技術的生産条件を満たすものであることを示すもの。

第六十八条の七 特定行政庁は、地区計画等に道路の配置及び規模又はその区域が定められて、いる

においては、当該敷地のうち予定道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

部分の構造上の基準その他の技術的基準に関する政令で定める一連の規定に適合するものであることの認定（以下「型式適合認定」という。）を行うことができる。

第六十八条の十四 第六十八条の十一第一項の規定による認証の更新による技術的基準に適合していると認められることが、

る許可をする場合に準用する。
(建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置)

2
型式適合認定の申請の手続その他型式適合認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定め
る。

2 第六十八条の十一第二項及び前二条の規定によ
る認証は、五年以上十年以内において政
令で定める期間ごとにその更新を受けなけれ
ば、その期間の経過によつて、その効力を失
う。

第六十八条の八 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の容積率の最高限度又は建築物の建蔽率の最高限度が定められた場合における

(型式部材等製造者の認証)
第六十八條の十一 国土交通大臣は、申請によ
り、規格化された型式の建築材料、建築物の部

2 う。
第六十八条の十一第二項及び前二条の規定する。は、前項の認証の更新の場合について準用する。

いて、建築物の敷地が当該条例による制限を受ける区域の内外にわたるときは、当該条例で定められた建築物の容積率の最高限度又は建築物の建蔽率の最高限度を、それぞれ当該建築物の

分又は建築物で、国土交通省令で定めるもの（以下この章において「型式部材等」という。）の製造又は新築（以下この章において単に「製造者」といふ。）をする者について、当該型式部材等

(承継) 第六十八条の十五 第六十八条の十一第一項の認証を受けた者（以下この章において「認証型式部材等製造者」という。）が当該認証に係る型式

の効用を最高限度をもつて發揮するに當る建築物の
当該条例による制限を受ける区域内にある部分
に係る第五十二条第一項及び第二項の規定によ
る建築物の容積率の限度又は第五十三条第一項

2 材等の製造者としての認証を行う。

部材等製造者」という。が当該認証に係る型式部材等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証式部材等製造者について相続、合併若しくは分割(当該認証に係る型式部材等の製造の事業の全部を承継するもの)があることを

第八節 都市計画区域及び準都市計画区域
第三十二条第一項、第四項及び第六項ま
又是第五十三条第二項及び第四項から第六項ま
での規定を適用する。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による認証をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第六十八条の九 埠以外の区域内の建築物の敷地及び構造
第六条第一項第三号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体

(分格条項)
第六十八条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の規定による認証を受けることができない。

認定の申請をしようとする者は、第七項の規定により申請する場合を除き、第三項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価書（以下この条において「性能評価書」という。）を第一項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

6

7 国土交通大臣は、第七十七条の五十七の規定の定めるところにより承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

7 外国において事業を行う者は、前項の承認を受けた者が作成した性能評価書を第一項の申請書に添えて構造方法等の認定を申請することができる。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

（特殊構造方法等認定）

第六十八条の二十六 特殊構造方法等認定（第三十八条（第六十六条及び第六十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。

第四章 建築協定

（建築協定の目的）

する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる旨を、条例で定めることができる。

する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる。
（建築協定の認可の申請）

第七十条 前条の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は、協定の目的となつておる土地の区域（以下「建築協定区域」という。）建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならぬ。

2 前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、前条の条例で定める区域内の土地のうち、建築協定区域内に隣接した土地であつて、建築協定区域の一部とすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築協定区域の土地となることを当該建築協定区域内の土地の所有者等が希望するもの（以下「建築協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

3 第一項の建築協定書においては、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつておる土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

4 第一項の規定によつて建築協定書を提出する場合において、当該建築協定区域が建築主事を置く市町村の区域外にあるときは、その所在地の市町村の長を経由しなければならない。
（申請に係る建築協定の公告）

第七十一条 市町村の長は、前条第一項又は第四項の規定による建築協定書の提出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならぬ。
（公開による意見の聴取）

第七十二条 市町村の長は、前条の縦覧期間の満了後、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築協定書を、同項の規定による意見の聴取の記

録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村のことは、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならぬ。(建築協定の認可)

録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

(建築協定の認可)

第七十三条 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

一 建築協定の目的となつてゐる土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。

二 第六十九条の目的に合致するものであること。

三 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められて、いることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。この場合において、当該建築協定が建築主事を置く市町村の区域外の区域に係るものであるときは、都道府県知事は、その認可した建築協定に係る建築協定書の写し一通を当該建築協定区域及び建築協定区域隣接地の所在地の市町村の長に送付しなければならない。

3 第一項の規定による認可をした市町村の長は、前項の規定によつて建築協定書の写しの送付を受けた市町村の長は、その建築協定書を当該市町村の事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

(建築協定の変更)

第七十四条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならぬ。

い。い。

2 前四条の規定は、前項の認可の手続に準用する。

第七十四条の二 建築協定区域内の土地(土地分区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する從前の土地)で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部につき、

いて借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該建築権（或

いて借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該建築協定区域内から除かれるものとする。

建築協定区域内の土地で土地区画整理事業の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、十地区画整理法第九十一条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有分を与えるよう定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第二百三十三条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該建築協定区域から除かれるものとする。

前二項の場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。

特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項又は第二項の規定により建築協定区域内の土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
(建築協定の効力)

第七十五条 第七十三条第二項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による認可の公告（次条において「建築協定の認可等の公告」という。）のあつた建築協定は、その公告のあつた日以後において当該建築協定区域内の土地の所有者等となつた者（当該建築協定について第七十条第三項又はこれを準用する第七十四条第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対して

(建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等)
第七十五条の二 建築協定区域内の土地の所有者等
 (土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、特定行政庁に対し書面でその意思を表示することによつて、当該建築協定に加わることができる。

第七十五条の三 第六十九条の条例で定める区域において書面でその意思を表示することによつて、建築協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者等の全員の合意により、特定行政庁に対し書面でその意思を表示することによつて、建築協定に加わることができる。

第七十五条の四 第七十三条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

第七十五条の五 建築協定は、第一項又は第二項の規定により当該建築協定に加わつた者がその時において所持し、又は借地権を有していいた当該建築協定区域内の土地(土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地については、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第七十三条第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者(当該建築協定についての第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(建築協定の廃止)

第七十六条 建築協定区域内の土地の所有者等
 (当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)
 は、第七十三条第一項の規定による認可を受けたものとする。

た建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

第七十六条の二 土地の共有者又は共同借地権者
 (土地の共有者等の取扱い)
 2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第七十六条の三 土地の共有者又は共同借地権者は、第七十条第三項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第七十五条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一つの所有者又は借地権者とみなす。

第七十六条の四 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

第七十六条の五 第六十九条の条例で定める区域の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならぬもののほか、建築協定区域隣接地を定めることができる。

第七十六条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の二第一項の規定による指定を受けることができない。

一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者
 二 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者
 三 第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 四 その役員のうちに、又は口のいずれかに該当する者がある者
 ロ 第七十七条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第七十七条の七 指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十七条の八 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

第七十七条の九 第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務に違反したとき、又は建築基準適合判定資格者検定機関の役員が、第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務に違反したとき、又は建築基準適合判定資格者検定事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定建築基準適合判定資格者検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第七十七条の十 第七十七条の十第一項の建築基準適合判定資格者検定委員を含む)、設備、建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法その他の事項についての建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する計画が、建築基準適合判定資格者検定事務の実施に適切なものであること。

第七十七条の十一 第七十四条及び第七十六条の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

第七十七条の十二 第七十四条及び第七十六条の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

(建築物の借主の地位)

第七十七条 建築協定の目的となつてゐる建築物に関する基準が建築物の借主の権限に係る場合においては、その建築協定について、当該建築物の借主は、土地の所有者等とみなす。

第四章の二 指定建築基準適合判定資格者検定機関等

第一節 指定建築基準適合判定資格者検定機関

(指定) 指定は、一を限り、建築基準適合判定資格者検定事務を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

第七十七条の二 第五条の二第一項の規定による指定をする者は、第五条の二第一項の規定による指定をする者は、第五条の二第一項の規定による指定を受けることができる。

第七十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の二第一項の規定による指定を受けることができない。

一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者
 二 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者
 三 第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 四 その役員のうちに、又は口のいずれかに該当する者がある者
 ロ 第七十七条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第七十七条の四 国土交通大臣は、第五条の二第二項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して三年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

第七十七条の五 第七十四条及び第七十六条の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

第七十七条の六 指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十七条の七 国土交通大臣は、指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員が、第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務に違反したとき、又は建築基準適合判定資格者検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第七十七条の八 第七十七条の十第一項の建築基準適合判定資格者検定委員を含む)、設備、建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法その他の事項についての建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する計画が、建築基準適合判定資格者検定事務の実施に適切なものであること。

第七十七条の九 第七十四条及び第七十六条の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条の十 第七十七条の十第一項の建築基準適合判定資格者検定委員を含む)、設備、建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法その他の事項についての建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する計画が、建築基準適合判定資格者検定事務の実施に適切なものであること。

第七十七条の十一 第七十四条及び第七十六条の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

第七十七条の十二 第七十四条及び第七十六条の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条の十三 建築基準適合判定資格者検定事務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによって建築基準適合判定資格者検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第七十七条の十四 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者検定機関に対し、そ

(指定の公示等)

第七十七条の五 国土交通大臣は、第五条の二第一項の規定による指定をしたときは、指定建築基準適合判定資格者検定機関の名称及び住所、所在地並びに建築基準適合判定資格者検定事務の開始の日を公示しなければならない。

第七十七条の六 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、その名称若しくは住所又は建築基準適合判定資格者検定事務所の所在地並びに建築基準適合判定資格者検定事務の開始の日を公示しなければならない。

第七十七条の七 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準適合判定資格者検定事務の作成及び探点を建築基準適合判定資格者検定機関の役員が、第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務に違反したとき、又は建築基準適合判定資格者検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第七十七条の八 第七十七条の十第一項の建築基準適合判定資格者検定委員を含む)、設備、建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法その他の事項についての建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する計画が、建築基準適合判定資格者検定事務の実施に適切なものであること。

第七十七条の九 第七十四条及び第七十六条の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

第七十七条の十 第七十七条の十第一項の建築基準適合判定資格者検定委員を含む)、設備、建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法その他の事項についての建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する計画が、建築基準適合判定資格者検定事務の実施に適切なものであること。

第七十七条の十一 第七十四条及び第七十六条の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

第七十七条の十二 第七十四条及び第七十六条の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。

第七十七条の十三 建築基準適合判定資格者検定事務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによって建築基準適合判定資格者検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第七十七条の十四 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者検定機関に対し、そ

の建築基準適合判定資格者検定委員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十七条の八 指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員及び職員(建築基準適合判定資格者検定機員を含む。第三項において同じ。)並びにこれらの職にあつた者は、建築基準適合判定資格者検定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、建築基準適合判定資格者検定委員は、建築基準適合判定資格者検定の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正な行為のないようにしなければならない。

3 建築基準適合判定資格者検定事務に従事する指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（建築基準適合判定資格者検定事務規程）

3 建築基準適合判定資格者検定事務に従事する指定建築基準適合判定資格者検定機関の役員及び職員は、建築基準適合判定資格者検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定建築基準適合判定資格者検定機関に対し、建築基準適合判定資格者検定事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第七十七条の十一 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定建築基準適合判定資格者検定事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告 檢査等）

第七十七条の九 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関する規程(以下この節において「建築基準適合判定資格者検定事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 建築基準適合判定資格者検定事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした建築基準適合判定資格者検定事務規程が建築基準適合判定資格者検定事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その建築基準適合判定資格者検定事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七十七条の十二 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定建築基準適合判定資格者検定機関に對し、建築基準適合判定資格者検定事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（監督命令）

第七十七条の十三 国土交通大臣は、建築基準適合判定資格者検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定建築基準適合判定資格者検定事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告 檢査等）

第七十七条の十四 指定建築基準適合判定資格者検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定建築基準適合判定資格者検定事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告 檢査等）

第七十七条の十五 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の十六 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の十七 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の十八 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の十九 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の二十 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の二十一 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の二十二 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の二十三 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の二十四 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の二十五 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

第七十七条の二十六 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止等）

建築基準適合判定資格者検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の五第二項、第七十七条の七第一項から第三項まで、第七十七条の十、第七十七条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務規程によらないで建築基準適合判定資格者検定事務を行つたとき。

三 第七十七条の六第二項、第七十七条の七第四項、第七十七条の九第三項又は第七十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七条の四各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 その役員又は建築基準適合判定資格者検定委員が、建築基準適合判定資格者検定事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

第七十七条の十七 指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の十八 指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の十九 第二項の規定については、指定建築基準適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十一 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十二 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十三 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十四 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十五 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十六 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十七 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十八 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

第七十七条の二十九 第二項の規定については、指定構造計算適合判定資格者検定機関の上級行政庁とみなす。

（審査請求）

七十七条の十四第一項の規定により建築基準適合判定資格者検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の五第二項、第七十七条の七第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における建築基準適合判定資格者検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

二 第七十七条の九第一項の認可を受けた建築基準適合判定資格者検定事務規程によらないで建築基準適合判定資格者検定事務を行つたとき。

三 第七十七条の六第二項、第七十七条の七第四項、第七十七条の九第三項又は第七十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七条の四各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 その役員又は建築基準適合判定資格者検定委員が、建築基準適合判定資格者検定事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

八 不正な手段により指定を受けたとき。

九 不正な手段により指定を受けたとき。

十 不正な手段により指定を受けたとき。

十一 不正な手段により指定を受けたとき。

十二 不正な手段により指定を受けたとき。

十三 不正な手段により指定を受けたとき。

十四 不正な手段により指定を受けたとき。

十五 不正な手段により指定を受けたとき。

十六 不正な手段により指定を受けたとき。

十七 不正な手段により指定を受けたとき。

十八 不正な手段により指定を受けたとき。

十九 不正な手段により指定を受けたとき。

二十 不正な手段により指定を受けたとき。

二十一 不正な手段により指定を受けたとき。

二十二 不正な手段により指定を受けたとき。

二十三 不正な手段により指定を受けたとき。

二十四 不正な手段により指定を受けたとき。

二十五 不正な手段により指定を受けたとき。

二十六 不正な手段により指定を受けたとき。

二十七 不正な手段により指定を受けたとき。

二十八 不正な手段により指定を受けたとき。

二十九 不正な手段により指定を受けたとき。

三十 不正な手段により指定を受けたとき。

三十一 不正な手段により指定を受けたとき。

三十二 不正な手段により指定を受けたとき。

三十三 不正な手段により指定を受けたとき。

三十四 不正な手段により指定を受けたとき。

三十五 不正な手段により指定を受けたとき。

の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査又は第七条の二第一項、第七条の四第一項(第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む)、第十八条第二十三項(第八十七条の四又は第八十八条第一項第一項において準用する場合を含む)の規定による審査並びに第十七条の六第一項第二号及び第十八条第三十九項第二号(これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む)の規定による認定(以下「確認検査」という。)の業務を行おうとする者の申請により行う。

前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める確認検査の業務の区分(以下この節において「指定区分」といふ。)に従い、確認検査の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する特定行政庁(都道府県知事にあつては、当該都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければならぬ。

(欠格条項)

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七条の六十二第二項(第七十七条の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除すること。

の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査又は第七条の二第一項、第七条の四第一項(第八十七条の四又は第八十八条第一項第一項において準用する場合を含む)の規定による審査並びに第十七条の六第一項第二号及び第十八条第三十九項第二号(これらの規定を第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む)の規定による認定(以下「確認検査」という。)の業務を行おうとする者の申請により行う。

前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める確認検査の業務の区分(以下この節において「指定区分」といふ。)に従い、確認検査の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めなければならない。

十 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することができる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

(指定の基準)

第七十七条の二十 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 第七十七条の二十四第一項の確認検査員又は副確認検査員(いずれも常勤の職員である者に限る。)の数が、指定区分ごとに確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。

二 前号に定めるもののほか、職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 その者の有する財産の評価額(その者が法人である場合にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額)が国土交通省令で定める額以上であること。

四 前号に定めるもののほか、第二号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

れ、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七条第四号又は第二十三条の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の处分を受け、その处分の日から起算して三年を経過しない者

九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

十 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することができる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

(指定の基準)

第七十七条の二十一 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下「指定確認検査機関」という。)の名称及び住所、指定区分(当該指定確認検査機関が第七十七条の二十四第一項の確認検査員を選任しないものである場合にあつては、指定区分及びその旨。第七十七条の二十八において同じ。)、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

八 前各号に定めるもののほか、確認検査の業務を行おうにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示等)

第七十七条の二十二 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下「指定確認検査機関」という。)の名称及び住所、指定区分(当該指定確認検査機関が第七十七条の二十四第一項の確認検査員を選任しないものである場合にあつては、指定区分及びその旨。第七十七条の二十八において同じ。)、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

八 指定確認検査機関は、その名称若しくは住所又は確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事(以下この節において「国土交通大臣等」という。)にその旨を届け出なければならない。

九 國土交通大臣等は、前項又は第七十七条の二十四第四項の規定による届出(同項の規定による届出にあつては、同條第一項の確認検査員を選任していない指定確認検査機関が同項の確認検査員を選任した場合又は同項の確認検査員及び副確認検査員を選任している指定確認検査機関が当該確認検査員の全てを解任した場合におけるものに限る。)があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務区域の変更)

第七十七条の二十二 指定確認検査機関は、業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを認め受けなければならない。

六 その者又はその者の親会社等が第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関である場合には、当該指定構造計算適合性判定機関に対しても、第六条の二第一項の規定による確認又は第十八条第四項の規定による確認又は第十八条第五項の規定による確認(以下「確認検査」といふ。)の業務を行おうとする場合に、その業務を行うことに支障を及ぼすおそれがないものであることを認め受けなければならない。

七 建築士法第七条第四号又は第二十三条の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その处分の日から起算して三年を経過しない者

九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

十 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することができる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

(指定の基準)

第七十七条の二十三 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

八 前各号に定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(指定の更新)

第七十七条の二十四 指定は、確認検査機関は、確認検査を行おうとするときは、確認検査員又は副確認検査員(当該確認検査が大規模建築物に係るものである場合にあつては、確認検査員)に確認検査を実施させなければならない。

九 國土交通大臣等は、前項又は第七十七条の二十四第四項の規定による届出(同項の規定による届出にあつては、同條第一項の確認検査員を選任していない指定確認検査機関が同項の確認検査員を選任した場合又は同項の確認検査員及び副確認検査員を選任している指定確認検査機関が当該確認検査員の全てを解任した場合におけるものに限る。)があつたときは、その旨を公示しなければならない。

六 その者又はその者の親会社等が第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関である場合には、当該指定構造計算適合性判定機関が当該確認検査員の全てを解任した場合におけるものに限る。)があつたときは、その旨を公示しなければならない。

七 建築士法第七条第四号又は第二十三条の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その处分の日から起算して三年を経過しない者

九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

十 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することができる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

(指定の基準)

第七十七条の二十五 指定確認検査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項

査員若しくは副確認検査員若しくは法人にあつてはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。
国土交通大臣等は前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により確認検査の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第三節 指定構造計算適合性判定機関
(指定) 第七十七条の三十五の二 第十八条の二第一項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、構造計算適合性判定の業務を行おうとする者の申請により行う。

二 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めてしなければならない。

三 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

四 第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の三十五第二項の規定により第七十七条の十八第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七条の六十六第二項(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により第七十七条の五十八第一項又は第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の处分を受け、その处分の日から起算して三年を経過しない者

九 心身の故障により構造計算適合性判定の業務を行なうことができない者として国土交通省令で定めるもの

十 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する者

(指定の基準)

第七十七条の三十五の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしない。

一 第七十七条の三十五の九第一項の構造計算適合性判定員(職員である者に限る。)の数が、構造計算適合性判定を行おうとする建築物の規模及び数に応じて国土交通省令で定めた数以上であること。

二 前号に定めるものほか、職員、設備、構造計算適合性判定の業務の実施の方法その他の事項についての構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画が、構造計算適合性判定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 その者の有する財産の評価額(その者が法人である場合にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額)が国土交通省令で定める額以上であること。

四 前号に定めるものほか、第二号の構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

五 法人にあつては役員、第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員又は職員(第七十七条の三十五の九第一項の構造計算適合性判定員を含む。以下この号において同じ。)の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 その者又はその者の親会社等が指定確認検査機関である場合には、当該指定確認検査機関に対しても、第六条の二第一項の規定による通知に係る建築物の計画について、第十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項又は第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定を行わないものであること。

七 前号に定めるもののほか、その者又はその者の親会社等が構造計算適合性判定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行なうことによつて構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 前各号に定めるものほか、構造計算適合性判定の業務を行なうにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示等)

第七十七条の三十五の五 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節及び第八条において「指定構造計算適合性判定機関」という。)の名称及び住所、業務区域並びに当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定所並びに業務区域を公示しなければならない。

二 指定構造計算適合性判定機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事(以下この節において「国土交通大臣等」という。)にその旨を届け出なければならない。

三 國土交通大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

四 指定構造計算適合性判定機関の業務の開始の日を公示しなければならない。

五 国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは委任都道府県知事に、構造計算適合性判定の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

六 都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

七 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

八 委任都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(構造計算適合性判定員)

第七十七条の三十五の九 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行なうときは、構造計算適合性判定員に構造計算適合性判定を実施せなければならぬ。

二 構造計算適合性判定員は、第七十七条の六十六第一項の登録を受けた者のうちから選任しなければならない。

三 指定構造計算適合性判定員を選任し、又は解任したときは、国土交通大臣等に届け出なければならない。

四 国土交通大臣等は、構造計算適合性判定員の在任により指定構造計算適合性判定機関が第七

八を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

九 第七十七条の三十五の二から第七十七条の三十五の四までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(委任の公示等)

第七十七条の三十五の八 第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、当該指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所、業務区域並びに当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定所並びに業務区域を公示しなければならない。

二 指定構造計算適合性判定機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事(以下この節及び第八条において「委任都道府県知事」という。)にその旨を届け出なければならない。

三 國土交通大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

四 指定構造計算適合性判定機関の業務の開始の日を公示しなければならない。

五 国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは委任都道府県知事に、構造計算適合性判定の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

六 都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

七 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

八 委任都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(構造計算適合性判定員)

第七十七条の三十五の九 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行なうときは、構造計算適合性判定員に構造計算適合性判定を実施せなければならぬ。

二 構造計算適合性判定員は、第七十七条の六十六第一項の登録を受けた者のうちから選任しなければならない。

三 指定構造計算適合性判定員を選任し、又は解任したときは、国土交通大臣等に届け出なければならない。

四 国土交通大臣等は、構造計算適合性判定員の在任により指定構造計算適合性判定機関が第七

十七条の三十五の四第五号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定構造計算適合性判定機関に対し、その構造計算適合性判定員を解任すべきことを命ずることができる。（秘密保持義務等）

第七十七条の三十五の十 指定構造計算適合性判定機関（その者が法人である場合においては、その役員。次項において同じ。）及びその職員（構造計算適合性判定員を含む。次項において同じ。）並びにこれらの人であつた者は、構造計算適合性判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 指定構造計算適合性判定機関及びその職員で構造計算適合性判定の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（構造計算適合性判定の義務）

第七十七条の三十五の十一 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、構造計算適合性判定を行わなければならぬ。（構造計算適合性判定業務規程）

第七十七条の三十五の十二 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務に関する規程（以下この節において「構造計算適合性判定業務規程」という。）を定め、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 構造計算適合性判定業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣等は、第一項の認可をした構造計算適合性判定業務規程が構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるとときは、その構造計算適合性判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（業務区域等の掲示等）

第七十七条の三十五の十三 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、業務区域その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。（帳簿の備付け等）

第七十七条の三十五の十四 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところによ

り、構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第七十七条の三十五の十五 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものほか、指定構造計算適合性判定機関は、前項に定めるものほか、指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所に

2 前項に定めるものほか、指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務を行う事務所に

（書類の閲覧）

次に掲げる書類を備え置き、構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

一 当該指定構造計算適合性判定機関の業務の実績を記載した書類

二 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類

三 構造計算適合性判定の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じているもの

四 その他指定構造計算適合性判定機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めたもの

（監督命令）

第七十七条の三十五の十六 国土交通大臣等は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、

その指定に係る指定構造計算適合性判定機関に對し、構造計算適合性判定の業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 国土交通大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところによると、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣等は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 国土交通大臣等が第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

（報告、検査等）

第七十七条の三十五の十七 国土交通大臣等又は委任都道府県知事は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、国土交通大臣等があつて、その指定に係る指定構造計算適合性判定機関に対し、委任都道府県知事にあつてはその構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定の業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定構造計算適合性判定機関の事務所に

立ち入り、構造計算適合性判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとし、前項の規定による立入検査の結果、当該指定構造計算適合性判定機関では若しくは第十八条第八項から第十項までの一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の二第四項の規定により読み替えられ、構造計算適合性判定の業務を行う事務所に

2 委任都道府県知事は、前項の規定による立入検査の結果、当該指定構造計算適合性判定機関では若しくは第十八条第八項から第十項までの一部の停止を命ずることができる。

（書類の閲覧）

次に掲げる書類を備え置き、構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

一 当該指定構造計算適合性判定機関の業務の実績を記載した書類

二 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

三 第七十七条の三十五の十九第二項の規定による構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとする。

四 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

五 第七十七条の三十五の九第四項、第七十七条の三十五の十二第三項又は第七十七条の三十五の十六第一項の規定による命令に違反したとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

（構造計算適合性判定の業務の休廃止等）

第七十七条の三十五の十八 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通大臣等の許可を受けなければ、構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣等は、指定構造計算適合性判定機関は、国土交通大臣等の許可を受けなければ、構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（構造計算適合性判定の業務の休廃止等）

第七十七条の三十五の十九 国土交通大臣等は、第一項の許可をしたとき

構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、

その指定に係る指定構造計算適合性判定機関に對し、構造計算適合性判定の業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 国土交通大臣等は、前項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

（報告、検査等）

第七十七条の三十五の二十 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととす

るときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

（構造計算適合性判定の委任の解除）

第七十七条の三十五の二十一 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととす

るときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

（構造計算適合性判定の委任の解除）

第七十七条の三十五の二十二 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指

定を取り消さなければならない。

第七十七条の三十五の二十四 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところによ

当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の二第四項の規定により読み替えられ、構造計算適合性判定の業務を行う事務所に

2 委任都道府県知事は、前項の規定による立入検査の結果、当該指定構造計算適合性判定機関では若しくは第十八条第八項から第十項までの一部の停止を命ずることができる。

（書類の閲覧）

次に掲げる書類を備え置き、構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

一 当該指定構造計算適合性判定機関の業務の実績を記載した書類

二 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

三 第七十七条の三十五の十九第二項の規定による構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとする。

四 第十五条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

五 第七十七条の三十五の九第四項、第七十七条の三十五の十二第三項又は第七十七条の三十五の十六第一項の規定による命令に違反したとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

（構造計算適合性判定の業務の休廃止等）

第七十七条の三十五の二十三 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととす

るときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

（構造計算適合性判定の委任の解除）

第七十七条の三十五の二十四 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととす

るときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

（構造計算適合性判定の委任の解除）

第七十七条の三十五の二十五 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指

定を取り消さなければならない。

（構造計算適合性判定の委任の解除）

第七十七条の三十五の二十六 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととす

るときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

（構造計算適合性判定の委任の解除）

第七十七条の三十五の二十七 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととす

るときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

（構造計算適合性判定の委任の解除）

第七十七条の三十五の二十八 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせないこととす

るときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

(委任都道府県知事による構造計算適合性判定の実施)

第七十七条の三十五の二十一 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二第三項の規定にかかるらず、当該指定構造計算適合性判定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた構造計算適合性判定の業務のうち他の指定構造計算適合性判定機関によつて行われないものを自ら行うものとする。

一 第七十七条の三十五の十八第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 第七十七条の三十五の十九第二項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において委任都道府県知事が必要があると認めるとき。

四 第七十七条の三十五の十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十条の五十五第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により認定等の業務を適正に行なうことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

七 土地所有権の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 土地の状況が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 土地の利用目的が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 土地の位置が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 土地の面積が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 土地の形状が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三 土地の構造が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十四 土地の用途が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

「業務区域」という。) を定めてしなければならない。(欠格条項)
第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
一 未成年者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 第七十七条の五十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十条の五十五第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 起算して二年を経過しない者

六 土地所有権の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

七 土地の状況が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 土地の利用目的が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 土地の位置が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 土地の面積が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 土地の形状が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 土地の構造が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三 土地の用途が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十四 土地の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十五 土地の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の公示等)
第七十七条の三十九 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節、第九十七条の四及び第一百条において「指定認定機関」という。)の名称及び住所、指定の区分、並びに認定等の業務の開始の日を公示しなければならない。

二 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするとときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

三 指定認定機関及びその職員で認定等の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について同じ)及びその職員(認定員を含む。次項において同じ)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

四 指定認定機関及びその職員で認定等の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について同じ)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

五 指定認定機関は、業務区域を増加し、又は減少しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

六 第七十七条の三十八第一号及び第二号の規定は、前項の許可について準用する。

七 土地所有権の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 土地の状況が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 土地の利用目的が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 土地の位置が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 土地の面積が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 土地の形状が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三 土地の構造が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十四 土地の用途が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十五 土地の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十六 土地の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

十七 土地の権利の存続期間が、前各号のいずれかに該当する者があるもの

な行為をしたとき、又はその在任により指定認定機関が第七十七条の三十八第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定認定機関に對し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

二 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ)及びその職員(認定員を含む。次項において同じ)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関する場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならぬ。

三 指定認定機関及びその職員で認定等の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について同じ)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

四 指定認定機関及びその職員で認定等の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について同じ)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

五 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

六 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

七 指定認定機関は、第一項の認可をした認定等の業務に関する規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

八 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

九 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十一 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十二 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十三 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十四 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十五 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十六 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十七 指定認定機関は、認定等の業務規程(以下この節において「認定等の業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

16

第五節 指定性能評価機関等

(指定性能評価機関)

第七十七条の五十六 第六十八条の二十五第三項

(第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による指定は、第六十八条の二十五第三項の評価(以下「性能評価」という。)を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 第七十七条の三十六第二項 の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条の四十七から第七十七条の五十」までの規定は前項の規定による指定を受けた者(以下この条、第九十七条の四及び第一百条において「指定性能評価機関」という。)に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関の行う性能評価又はその不作為について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一項及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評議員」と、同項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「处分(性能評価の結果を除く。)」と読み替えるものとする。

(承認性能評価機関)

第七十七条の五十七 第六十八条の二十五第六項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による承認は、性能評価を行おうとする者(外国による事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第七十七条の三十六第二項 の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第六項の規定による承認に、第七十七条の二十二(第三項後段を除く。)、第七十七条の三十四、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十二、第七十七条の四十四、第七十七条の四十五、第七十七条の四十七から第七十七条の四

十九まで並びに第七十七条の五十五の規定は第

六十八条の二十九第六項の規定による承認を受けた者(第九十七条の四において「承認性能評価機関」という。)について準用する。この場合において、第七十七条の二十二第一項、第二項及び第四項並びに第七十七条の三十四第一項及び第三項中「国土交通大臣等」とあるのは「国土交通大臣」と、第七十七条の二十二第三項前段中「第七十七条の十八第三項及び第七十七条の二十第一号から第四号までの規定」とあるのは「第七十七条の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二及び第七十七条の五十五第二項第五号中「認定員」とあるのは「評議員」と、第七十七条の四十二第四項及び第七十七条の四十五第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第七十七条の四十八中「命令」とあるのは「請求」と、第七十七条の五十五第二項第一号中「第七十七条の四十六第一項又は第七十七条の四十七」とあるのは「又は第七十七条の四十七」と読み替えるものとする。

第四章の三 建築基準適合判定資格者等の登録

第一节 建築基準適合判定資格者の登録

2 第七十七条の五十八 建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築行政又は確認検査の業務その他の他これに類する業務で国土交通省令で定めるものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

第七十七条の五十九の二 国土交通大臣は、心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことのできない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七条の五十八第一項の登録をしないことができる。

第六 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者

第七十七条の五十九の二 国土交通大臣は、心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことのできない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七条の五十八第一項の登録をしないことができる。

第七十七条の六十 第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者(次条及び第七十七条の六十二第二項において「建築基準適合判定資格者登録者」という。)は、当該登録を受けている事項で国土交通省令で定めるものに変更があったときは、国土交通省令で定めるところにより、変更の登録を申請しなければならない。

第七十七条の六十一 建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

第七十七条の六十二 第七十七条の五十九第二号、第五号又は第六号に該当するに至ったとき、本人

第七十七条の六十三 第七十七条の五十八第一項の登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納その他の同項の登録に関する国土交通大臣への書類の提出は、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第七十七条の六十四 第七十七条の五十八第一項の登録に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地又は勤務地の都道府県知事の登録証の交付及び再交付その他の第七十七条の五十八第一項の登録に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行うものとする。

第七十七条の六十五 第七十七条の五十八第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者(市町村又は都道府県の職員

けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 第七十七条の六十二第一項第四号又は第二項第三号から第五号までの規定により前条第一項及び第四項並びに第七十七条の三十四第一項及び第三項中「国土交通大臣等」とあるのは「国土交通大臣」と、第七十七条の二十二第三項前段中「第七十七条の十八第三項及び第七十七条の二十第一号から第四号までの規定」とあるのは「第七十七条の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七条の六十二第二項第三号から第五号までの規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その禁止の期間中に同条第一項第一号の規定により前条第一項の登録を消算して五年を経過しない者

四 第七十七条の六十二第二項第三号から第五号までの規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その期間が経過しない者

五 建築士法第七条第四号に該当する者

六 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者

第七十七条の五十九の二 国土交通大臣は、心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことのできない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七条の五十八第一項の登録をしないことができる。

第七十七条の六十 第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者(次条及び第七十七条の六十二第二項において「建築基準適合判定資格者登録者」という。)は、当該登録を受けている事項で国土交通省令で定めるものに変更があったときは、国土交通省令で定めるところにより、変更の登録を申請しなければならない。

第七十七条の六十一 建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

第七十七条の六十二 第七十七条の五十九第二号、第五号又は第六号に該当するに至ったとき、本人

第七十七条の六十三 第七十七条の五十八第一項の登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納その他の同項の登録に関する国土交通大臣への書類の提出は、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第七十七条の六十四 第七十七条の五十八第一項の登録に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地又は勤務地の都道府県知事の登録証の交付及び再交付その他の第七十七条の五十八第一項の登録に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行うものとする。

第七十七条の六十五 第七十七条の五十八第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者(市町村又は都道府県の職員

一 本人から登録の消算の申請があつたとき。

二 前条(第三号に係る部分を除く。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条第一号又は第二号に該当する事実が判明したとき。

四 不正な手段により登録を受けたとき。

五 第五条第九項又は第五条の二第二項の規定により、建築基準適合判定資格者検定の合規の決定を取り消されたとき。

六 建築基準適合判定資格者検定者が、前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に該当する事実が判明したとき。

三 第十八条の三第三項の規定に違反して、確認審査等を実施したとき。

四 第七十七条の二十七第一項の認可を受けたとき。

五 確認検査業務規程に違反したとき。

三 第十八条の三第三項の規定に違反して、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

四 第七十七条の二十七第一項の認可を受けたとき。

五 確認検査の業務規程に違反したとき。

である者を除く。)は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第七十七条の六十六 構造計算適合判定資格者登録

構造計算適合判定資格者登録に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

第七十七条の五十八 第二項 第七十七条の五十九、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)並びに第七十七条の六十三から前までの規定は前項の登録に、第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五条第九項又は第五条の二第二項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条の二第二項」と、同条第二項中「定めて確認検査」とあるのは「定めて構造計算適合性判定」と、同項第四号中「第七十七条の二十七第一項」とあるのは「第七十七条の三十五の十二第一項」と、「確認検査業務規程」とあるのは「構造計算適合性判定業務規程」と、前条中「者」(市町村又は都道府県の職員である者を除く。)とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第五章 建築審査会

(建築審査会)

この法律に規定する同意及び第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮詢に応じて、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議するために、建築審査会を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。関係行政機関に対し建議することができる。

第七十九条 建築審査会は、委員五人以上をもつて組織する。
(建築審査会の組織)
建築審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

2 委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関する公正な判断をすることができる者のうちから、市町村長又は都道府県知事が任命する。

第八十条(委員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得た者(委員の欠格条項)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(委員の解任)

第八十一条の二 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その委員を解任しなければならない。

二 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合

二 職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認められる場合

(会長)

第八十二条 建築審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

二 会長は、会務を総理し、建築審査会を代表する。

三 会長に事故があるときは、委員のうちかららかじめ互選された者が、その職務を代理する。

第八十三条(委員の除斥)

この章に規定するものと除くほか、委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項前段の審査請求に対する裁決に関する議決に加わることができる。

第六章 雜則

(被災市街地における建築制限)

特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2 特定行政庁は、被災者需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超過して使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合は、同項の規定にかかるらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないとときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間を限度として、その許可をすることができる。

5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超過して使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合は、同項の規定にかかるらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(次項及び第一百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という)について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第十六条から第七条の六まで、第十二条第一項、第十八条(第四十一項を除く。)、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三第三十四条第二項、第三十五条、第三十六第三十九条、第二十二条、第二十六条、第三十三第三十一条、第三十四条第二項、第三十五

第十八条(被災市街地における建築制限)

三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを越えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

(被災市街地における建築制限)

三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを越えるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。

7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がない、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合には、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならぬ。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

（景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和）

第八十五条の二 景観法第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、同法第二十二条及び第二十五条の規定の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十六条の二まで、第五十八条、第六十一条、第六十二条まで、第六十七条第一項及び第五項から第七項まで並びに第六十八条第一項及び第二項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

（伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和）

第八十五条の三 文化財保護法第四百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条の三第一項から第三項までの規定（次項から第六十条の二第一項、第六十一条又は第六十八条の二第一項、第六十二条の二第一項、第六十三条又は第六十四条の二第一項、第六十五条の二第一項、第六十六条又は第六十七条の二第一項、第六十七条の二第一項、第六十八条の二第一項、第六十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第六十三条第一項に適用する）を緩和することができる。

条、第六十二条及び第六十七条第一項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

（二の敷地とみなすことによる制限の緩和）

8 第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあっては、総合的設計によつて建築等をするものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六项若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の一、第五十七条の二第一項から第四項まで、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十三条第一項及び第六十四条の二第一項に適用する）を緩和することができる。

（第八十六条の二）

8 第八十六条の二 第八十六条の二第一項を除く。の適用により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六项若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の一、第五十七条の二第一項から第四項まで、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十三条第一項及び第六十四条の二第一項に適用する）を緩和することができる。

3 に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一团の土地の区域をこれらの建築物の敷地とみなす。

4 第八十六条の二第一項を除く。の適用により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六项若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の一、第五十七条の二第一項から第四項まで、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十三条第一項及び第六十四条の二第一項に適用する）を緩和することができる。

（第八十六条の二）

8 第八十六条の二 第八十六条の二第一項を除く。の適用により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六项若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の一、第五十七条の二第一項から第四項まで、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十三条第一項及び第六十四条の二第一項に適用する）を緩和することができる。

5 第四十四条第一項の規定は、前二項の規定による許可をする場合に準用する。

6 第一項から第四項までの規定による認定又は許可を申請する者は、国土交通省令で定めるところにより、対象区域（第一項若しくは第三項の二第一項を除く。）の敷地又は第二項若しくは第四項の一定の一团地を当該一又は二以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該一又は二以上の建築物に対する特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一团地を当該一又は二以上の建築物の一つの敷地とみなすとともに、当該一又は二以上の建築物の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超える

ものとすることができる。

4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一团の土地の区域（その内に第八項の規定の適用においては、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一つの敷地とみなす。）においては、当該一団の土地の区域（その内に第八項の規定の適用においては、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一つの敷地とみなす）の内に現に存する建築物の位置及び建築等を、かつ、当該他の対象区域があると認められるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第八項において同じ。）内に現に存する建築物の位置及び建築等をし、かつ、当該区域内に政令で定める建築等を、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めた設計によつて当該区域内において建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からられた設計によつて当該区域内において建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされておりることにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、国土交通省令で定める

における各建築物に対する特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、

当該一定の一团の土地の区域をこれらの建築物の敷地とみなす。

7 第一項から第四項までの規定による認定又は許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一团の土地の区域を一の敷地と内の内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第八項において同じ。）内において建築等をする一又は二以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第八項において同じ。）内に現に存する第五十二条第一項から第六項までの規定による限度を超えるものとすることができる。

8 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例

で、前号口に掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

9 特定行政庁は、第一項から第四項までの規定による認定又は許可をしたときは、遅滞なく、当該認定又は許可に係る第六項の計画に関し

て、対象区域その他国土交通省令で定める事項を公表するとともに、対象区域、建築物の位置

その他の国土交通省令で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供されなければならない。

第一項から第四項までの規定による認定又は許可是、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。
 第八項の規定により公告された対象区域（以下「公告対象区域」という。）の全部を含む土地の区域内の建築物の位置及び構造について第八項の規定による認定又は許可の申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第一項若しくは第二項の規定による認定（以下この項において「新規認定」といふ。）又は第三項若しくは第四項の規定による許可（以下この項において「新規許可」といふ。）をしたときは、当該公告対象区域内の建築物の位置及び構造についての第一項若しくは第二項若しくは次条第一項の規定による從前の認定又は第三項若しくは第四項若しくは次条第一項の規定による認定に係る公告対象区画の認定又は新規認定又は新規許可に係る第八項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

（公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等）

第八十六条の二 公告認定対象区域（前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第一項又は第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「二敷地内許可建築物」という。）以外の建築物を新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該新築又は増築等に係る建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことをしようとする者は、国土交通省令で定めることにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならぬ。

一面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等をしようとする場合に、その旨を政令で定める空地を有することとなる場合に限る。）において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、市街地の環境の整備改善に資すると認めて認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

（面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等をしようとする場合に限る。）において、国土交通省令で定めるとともに、前条第八項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならない。

3 第四十四条第二項の規定は、第二項又は第三項の規定による許可をする場合に準用する。特定行政庁は、第一項から第三項までの規定による認定又は許可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定める外壁の開口部に対する制限の特例による認定又は許可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定められた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定による認定又は同条第三項若しくは第四項（第二項の規定による認定による許可に係る建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物について、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定による認定又は同条第三項若しくは第四項（第二項の規定による認定による許可に係る建築物及び当該建築物以外の当該公告認定対象区域を二の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

3 公告許可対象区域（前条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第三項又は第四項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「二敷地内許可建築物」という。）以外の建築物を新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該新築又は増築等に係る建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことをしようとする者は、国土交通省令で定めることにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

4 第二項の規定による許可を申請する者は、その者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該公告対象区域内の建築物に係る第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第一項の規定による認定又は第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条第二項若しくは第三項の規定による許可の適用については、当該建築物を一敷地内許可建築物とみなす。（一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する高度利用地区等内における制限の特例）

5 第八十六条の三 第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を前条第八項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物は、第五十九条第一項、第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定を適用する場合においては、これを一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の特例による認定又は許可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定められた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。

6 第四十四条第二項の規定は、第二項又は第三項の規定による許可をする場合に準用する。特定行政庁は、当該申請に係る公告許可対象区域の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。

7 前条第九項の規定は、第一項から第三項までの規定による認定又は許可について準用する。

8 公告対象区域内の第一項の規定による認定又は第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項若しくは第四項（第二項の規定による認定による許可に係る建築物及び当該建築物以外の当該公告認定対象区域を二の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。この場合において、前項の規定による認定又は許可を受けた建築物がある場合における同項又は第一項の規定による認定又は許可を受けた建築物が、その日以後は、第一項若しくは第二項の規定による認定又は許可を受けた建築物がある場合における同項又は第一項の規定による認定又は許可を受けた建築物とみなす。

9 公告認定対象区域内に第一項の規定による認定を受けた建築物がある場合における同項又は第一項の規定による認定又は許可を受けた建築物が、その日以後は、第一項若しくは第二項の規定による認定又は許可を受けた建築物がある場合における同項又は第一項の規定による認定又は許可を受けた建築物とみなす。

10 第八十六条第二項又は第四項の規定による認定又は許可を受けた建築物等をする建築物で、前号イ又はロのいずれかに該当するものと認められる第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする。この場合において、前項の規定による取消しを特定行政庁に申請することができる。（当該認定又は許可に係る公告対象区域内に存する建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。）

11 第二項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物を一敷地内認定建築物とみなす。

12 第八十六条第五項の規定による許可を受けた建築物がある場合における同項の規定による許可を受けた建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことをしようとする者は、国土交通省令で定めることにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

イ 第二条第九号の二イに該当するもの

ロ 第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの

二 第八十六条第二項又は第四項の規定による認定又は許可を受けた建築物等をする建築物で、前号イ又はロのいずれかに該当するものと認められる第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする。この場合において、前項の規定による取消しを特定行政庁に申請することができる。（当該認定又は許可に係る公告対象区域内に存する建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。）

三 第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けた建築等をする建築物で、第一号イ又はロのいずれかに該当するもの（当該認定又は許可に係る公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。）

四 第一項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告認定対象区域の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。

5 第二項又は第三項の規定による取消しは、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

6 第二項又は第三項の規定による取消しは、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

6 前二項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による認定又は許可の取消しについて

必要な事項は、国土交通省令で定める。
（総合的設計による一団地の住宅施設について
の制限の特例）

請画を定める場合においては第一種低層住専用地域、第二種低層住専用地域又は田園住専用地域については、第五十二条第一項第一号に規定する容積率、第五十三条第一項第一号に規定する容積率、第五十五条第二項に規定する外壁の後退距離及び第五十五条第一項に規定する建築物の高さに異なる容積率、建蔽率、巨匠率

2
建築物の高さと異なる容積率を算定する場合、
び高さの基準を定めることができる。
前項の都市計画に基づき建築物を総合的設計
によつて建築する場合において、当該建築物が
同項の規定により当該都市計画に定められた基
準に適合しており、かつ、特定行政庁がその各
建築物の位置及び構造が当該第一種低層住居専用
用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居専
用地域内の住居の環境の保護に支障がないと認め
るときは、当該建築物については、第五十二条第
一項第一号、第五十三条第一項第一号、第五
十四条第一項及び第五十五条第一項の規定は、
適用しない。

第八十六条の七 第三条第一項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。）の規定により第二十条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）、第三十条、第三十四条第一項、第三十五条规定の旨、出入口その他の施設並びに既存の建築物に対する制限の緩和

（同条の附則）右の如きの他の追加が記されてゐる
排煙設備に関する技術的基準のうち政令で定め
るもの（次項及び第八十七条第四項において
「階段等に関する技術的基準」という。）並びに
第三十五条の敷地内の避難上及び消火上必要な
通路に関する技術的基準のうち政令で定めるも
のに係る部分に限る。）第三十六条（同条の防
火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術
的基準のうち政令で定めるもの（次項において
「防火壁等に関する技術的基準」という。）に係
る部分に限る。）第四十三条第一項、第四十四
条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から
第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一

項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五

の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次の條において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。においては、第三条第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかるらず、これらの規定は、適用しない。

第三十五条（階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。）、第三十六条（防火壁等に関する技術的基準（政令で定める防火区画に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）又は第六十一条の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上の一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分（以下この項において「曲工部等」という。）が二以上あるものにつき、

て増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しても、これらの規定は適用しない。

限る。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条（防火壁、防火床、防火分区、消防设备）

備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。) 又は第三十七条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかるらず、当該増築等による部(ア)の部分に対しては、二種の規

4 定は、適用しない。
第三条第二項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。

第八十六条の八 第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和)の規定は適用しない。

一項の認定を受けた全体計画に係る「以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の莫改善」とあるのは「第八十一条

（八）第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

一　一の建築物の増築等を含む工事を二以上の大規模の相模都心におけるものに「第一ノアタワー」の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

二　全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

三　全体計画に係るいずれの工事の完了後に置いても、当該全体計画に係る建築物及び建築

物の敷地について、交通上の支障、安全上、
防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び

市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。
前項の認定の申請の手続その他当該認定に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主（以下この条において「認定建築主」といふ。）は、当該認定を受けた全体計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならぬ。前二項の規定は、この場合

に準用する。
特定行政庁は、認定建築主に対し、第一項の認定を受けた全体計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に係る工事の状況について報告を求めることができる。

(公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第三条等の規定の準用)
第八十六条の九 第三条第二項及び第三項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、次に掲げる事業の施行の際際に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が、当該事業の施行によるこれらの建築物の敷地面積の減少によ

り、この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなつた場合又はこれららの規定に適合しない部分を有するに至つた場合について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用」とあらるのは、「第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少」と読み替えるものとする。

一 土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を收用し、若しくは使用することができる都

8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、病院学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条(第五项から第十四项まで及び第三十八项から第四十项までを除く)、第二十九条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る)、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一项、第三十六条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る)、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二(第六十八条の二-二十第二项については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る)、第八十六条の七第一項

分に限る)、第八十七条第三項(第四十八条第二項から第十四項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る)、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「建築面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

第三条、第八条から第十一条まで、第十二条(第五項第三号を除く)、第十二条の二、第十四条

三 2
前項の措置の技術的基準は政令で定める。
第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十一条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

(工事中の特殊建築物等に対する措置)

年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応じて、足りる適当な建築物が不足することその他の理由により、当該延長に係る期間を超過して使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とす る。

6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物について）は、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認められる期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。

特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別

げる建築物に設ける場合においては、同項第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第十八条第二項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の第四項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条の六、第十八条(第五項から第十四項まで及び第四十一項を除く。)及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号又は第二号に係るものにあつては、その受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。
(工作物への準用)

(第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）及び第三十七条に係る部分に限る。）前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第三十八項から第四十項までの規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号又は第二号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第五十五条の二、第十八条（第五項から第十四項まで及び第二十八条から第三十二項まで）。

二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第八条第一項及び第四十一項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

第一項中第六条から第七条の五まで、第十八条（第一項及び第四十一項を除く。）及び次条に係る部分は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項、都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十三条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合の擁壁については、適用しない。

（工事現場における確認の表示等）

第八十九条 第六条第一項の建築 大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。

第六条第一項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならぬ。

(工事現場の危害の防止)

第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の一、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第四十一項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

(工事中の特殊建築物等に対する措置)

第九十条の二 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されてい

物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合には、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を探ることを命ずることができる。

〔工事事中ににおける安全上の措置等に関する計画〕
ら第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第九十条の三 別表第一(い)欄の(一)項、
の届出)

(二) 項及び(四) 項に掲げる用途に供する建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で改

新特並てに既成の二種物に該する建築物を政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築

物に係る避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用し、又は使用せら場合

においては、当該建築主は、国土交通省令で定

めるところにより、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は

避難上の措置に関する計画を作成して特定行政

（建築物の敷地が区域地図又は地区の内外に
序に届け出なければならない。

（被験物の選択と回数は、各被験者に同一のものとする）

第九十一条 建築物の敷地がこの法律の規定（第
五十二条、第五十三条、第五十四条から第五十
五条）

六条の二まで、第五十七条の二、第五十七条の

三、第六十七条规定第一項及び第二項並びに別表第三の規定を除く。以下二の條において同じ。」

による建築物の敷地、構造、建築設備又は用途

に関する禁止又は制限を受ける区域（第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この條に

おいて同じ)、地域（防火地域及び準防火地域）

を除く。以下この条において同じ。又は地区（高度地区）を除く。以下この条において同じ。

の内外にわたる場合においては、その建築物又

区域、地域又は地区内の建築物に關するこの法

法律の規定又はこの法律に基づく命令の規定を適

（面積、高さ及び階数の算定）

面積、床面積及び高さ、建築物の軒天井及び床の高さ、建築物の階数並びに工作物の築造面

積の算定方法は、政令で定める。

第九十二条の二　この法律の規定による許可に
（許可の条件）

は、建築物又は建築物の敷地を交通上、安全

(許可又は確認に関する消防長等の同意等)
第九十三条 特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。）である場合又は建築主事等若しくは指定確認検査機関が第八十七条の四において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

建築主事等又は指定確認検査機関は、第一項の規定による確認申請書を受理したとき若しくは第六条の二第一項（第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けたとき又は第十八条第二項若しくは第四項（これらの規定を第八十七条第一項又は第八十九条の四において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。

建築主事等又は指定確認検査機関は、第三十一条第二項に規定する屎尿淨化槽又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第六条第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を受理した場合、第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けた場合又は第十八条第二項若しくは第四項（これらの規定を第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(不服申立て)

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事等若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第四条第一号に規定する処分又は不作為が、特定行政庁、建築主事等若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事等が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合については第十八条の二第一項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為が、特定行政庁、建築主事等、建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては当該指定構造計算適合性判定機関に対してもうことができる。

2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から一月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合に除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事等、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれら者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第九条第

三項の規定により読み替えられた同法第三十一
条第二項から第五項までの規定を準用する。

第九十五条 建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に對して再審査請求をすることができる。

第九十六条 削除
(権限の委任)

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委託することができる。

(市町村の建築主事等の特例)

第九十七条の二 第四条第一項の市以外の市又は町村においては、同条第二項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。

2 前項の市町村においては、第四条第七項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築副主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築副主事に関する規定は、当該市町村が置く建築副主事に適用があるものとする。

3 第四条第三項及び第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項又は第二項の規定により建築主事等を置く市町村は、これらの規定により建築主事等が行うこととなる事務に関する限り、この法律の規定の適用については、第四条第五項に規定する建築主事を置く市町村とみなす。この場合において、第七十八条第一項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。

5 この法律中都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めることにより、第一項又は第二項の規定により建築主事等を置く市町村の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政に関する規定は、当該市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。

第一項若しくは第二項の規定により建築主事等を置く市町村の長たる特定行政庁、当該建築主事等又は当該特定行政庁が命じた建築監視員の建築基準法令の規定による処分又はその不作為についての審査請求は、当該市町村に建築審査会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会に対してもするものとする。この場合において「不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為に係る市町村の長に對してすることもできる。(特別区の特例)

第九十七条の三 特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができること。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。

前項の規定により建築主事を置く特別区においては、当該特別区における同項に規定する事務の実施体制の確保又は充実を図るために必要があると認めるときは、当該特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築副主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築副主事に関する規定は、当該特別区が置く建築副主事に適用があるものとする。

前二項の規定は、特別区に置かれる建築主事等の権限に属しない特別区の区域における事務をつかさどらせるために、都が都知事の指揮監督の下に建築主事等を置くことを妨げるものではない。

この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めることにより、特別区の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

特別区が第四条第二項の規定により建築主事

第九十七条の四 (手数料) 国土交通大臣が行う次に掲げる处分の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。
一 構造方法等の認定
二 特殊構造方法等の認定
三 型式適合認定
四 第六十八条の十一第一項の認証又はその更新
五 第六十八条の二十二第一項の認証又はその更新
六 指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関が行う前項第三号から第五号までに掲げる处分又は性能評価の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めることにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を当該指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納められた手数料は、当該指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関の収入とする。
(事務の区分)

（経過措置）

第九十七条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十項前段（これらの規定を第八十九条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政令又は建築監視員の命令に違反した者

二 第二十条（第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十五条又は第三十五条の二の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等（型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は特殊構造方法等認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物又は建築設備の工事施工認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等及び構造に係る部分に限る。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における當該建築物の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築物の工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物又は建築設備の工事施工

定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては、当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては、当該建築物の工事施工者）四 第八十七条第三項において準用する第二十一条、第三十五条又は第三十五条の二の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

五 第八十七条第三項において準用する第三十二条（防火壁、防火床及び防火区画の設置及び構造に関する規定を実施し、又は補足するために安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

六 第八十七条第二号又は第三号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

六十七條第一項又は第八十九条第一項において準用する第二十条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者）（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

九 第三十六条（消防設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限り、第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

十 第七十七条の八第一項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者

十一 第七十七条の八第二項（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事前に建築基準適合判定資格者検定若しくは構造計算適合判定資格者検定の問題を漏らし、又は不正の採点をした者

十二 第七十七条の二十五第一項、第七十七条の三十五の十第一項又は第七十七条の四十三

第一項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者

第十三条 第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の停止の命令に違反した者

第十四条 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反して、確認検査又は構造計算適合性判定の業務を行つた者

第十五条 第八十七条第三項において準用する第二十九条第三項又は第三十五条の三の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第十六条 第八十七条第三項において準用する第三十一条（消防設備の設置及び構造に関するもの第三十五条の規定を実施し、又は補足するための安全部上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

前項第八号又は第九号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第十七条 第七十七条の十五第二項（第七十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十五の十九第二項又は第七十七条の五十一第二項（第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定構造計算適合判定資格者検定委員若しくは指定構造計算適合性判定機関若しくは指定認定機関若しくは指定性能評価機関（いずれもその者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（構造計算適合性判定員、認定員及び評価員を含む。）（第四百四条において「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」と

第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされている二以上の構えをなす建築物でこの法律の施行前に建築主事が建築基準法第六条第三項又は第十八条第三項の規定による通知をしたものについて、この法律の施行の日から起算して六月以内に、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

前項の規定によりされた公告は、改正後の建築基準法（以下「新法」という。）第八十六条第二項の規定によりされた公告とみなす。
 （处分又は手続に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に旧法の規定によりされた許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。
 （罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月二〇日法律第四九号）抄
 号）抄
 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成元年六月二八日法律第五六号）抄
 号）抄
 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六一号）抄
 号）抄
 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 第三条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えてから起算して三年までに施行する。
 第四条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えてから起算して四年までに施行する。
 第五条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えてから起算して五年までに施行する。

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。
 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 第三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

（用途地域に関する経過措置）

地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について、附則第三条に規定する日までの間にした行為に対する同日後ににおける罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八号)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。(詰問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの詰問その他の求めがされた場合においては、当該詰問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十二条 第三百二十二条の規定の施行前に、同項(同法第十一条第二項(同法第八十八条第一項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項、第八十八条第一項、第二項及び第五项(同法第八十九条第三項(同法第八十七条の二第一項(同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び

第八十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに第九十条の二第二項(同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知書の交付がされた場合においては、当該通知書の交付に係る違反建築物その他の違反工作物に対する措置、保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物その他の工作物に対する措置、私道の変更又は廃止の制限、工事現場の危害の防止及び工事中の特殊建築物等又は建築設備に対する措置の手続に関しては、第三百二十二条の規定による改正後の同法の規定にかかるらず、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聽聞会(不利益処

分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定による行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五 条

附則第二条から前条までに定めるもの

(ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。)

附 則 (平成六年六月二九日法律第六二号)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

し、第二十六条第三号の改正規定は公布の日から起算して一月を経過した日から、附則第六項の規定は高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

(特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物に関する経過措置)

第二条 第二十六条第三号の改正規定の施行前に改正前(建築基準法第二十六号第三号の規定により改正特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物は、改正後の建築基準法第二十

六号第三号の国土交通大臣が定める基準に適合する建築物とみなす。)(平成四年改正法附則によりなおその効力を有する旧法の規定に係る建築物の延べ面積の算定方法)

する建物とみなす。

(特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物は、改正後の建築基準法第二十

六号第三号の国土交通大臣が定める基準に適合する建築物とみなす。)(平成四年改正法附則によりな

おその効力を有する旧法の規定に係る建築物の延べ面積の算定方法)

えない範囲内において政令で定める日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(一人建築協定に関する経過措置)

第十六 条

附則第二条から前条までに定めるもの

(ほか、この法律の施行において政令で定める日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇〇号)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建築主事の登録等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建築基準法(以下この条から附則第六条までにおいて「旧法」という。)の規定を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建築主事の登録等に関する経過措置)

第三条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建築主事の登録等に関する経過措置)

第四条 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置)

第七条 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第八条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第五項の規定は、公布的日から施行する。

(経過措置)

第九条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第十条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第十一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建築主事の登録等に関する経過措置)

(建築主事の登録等に関する絏過措置)

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から十一まで 略
十二 第五十条中建築基準法第八十条の二の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第三百五条、第三百六条、第三百二十二条第一項、第三百二十六条第二項及び

三 第三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第三百五条、第三百六条、第三百二十二条第一項、第三百二十六条第二項及び

三 第三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(用途地域の指定のない区域に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により指定されている都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域について、特定行政庁(建築基準法第二条第三十六号の特定行政庁をいう。以下同じ。)による第二条の規定による改訂後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第四号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(ニ)欄の五の項に掲げる数値の決定並びにその適用は、施行日から起算して三年以内にしなければならない。

2 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により指定されている都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物については、施行日から起算して三年を経過する日(その日以前に地方公共団体が前項に規定する指定及びその適用をしたときは、当該適用の日の前日)までの間は、新建築基準法第五十六条の二第一項(新建築基準法別表第四の四の項に係る部分に限る。)及び別表第四の四の項は適用せず、旧建築基準法第五十六条の二第一項(旧建築基準法第四の四の項に係る部分に限る。)及び別表第四の四の項の規定は、なおその効力を有する。

(建へい率の許可等に関する経過措置)

第八条 施行日前に旧建築基準法第五十三条第四項第三号の規定によりされた許可是、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧建築基準法第五十三条第四項第三号の規定によりされた許可是、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により指定されている都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物については、施行日から起算して三年を経過する日(その日以前に地方公共団体が前項に規定する指定及びその適用をしたときは、当該適用の日の前日)までの間は、新建築基準法第五十六条の二第一項(新建築基準法別表第四の四の項に係る部分に限る。)及び別表第四の四の項の規定は、なおその効力を有する。

(建へい率の許可等に関する経過措置)

第八条 施行日前に旧建築基準法第五十三条第四項第三号の規定によりされた許可是、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧建築基準法第五十三条第四項第三号の規定によりされた許可是、新建築基準法第五十三条第五項第三号の規定によりされた許可とみなす。

以前に特定行政庁が前項に規定する数値の決定及びその適用をしたときは、当該適用の日の前日)までの間は、新建築基準法第三条第三項第二号(新建築基準法第五十二条第一項第四号、第五十六条第一項第六号、第五十三条第一項第四号)欄の五の項に掲げる数値の決定又は変更に係る部分に限る。)、第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第四号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(ニ)欄の五の項の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧建築基準法」という。)第三条第三項第二号(旧建築基準法第五十三条第一項第二号)の取消しに係る部分に限る。)、第五十二条第一項第二号及び別表第三(ニ)欄の五の項の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧建築基準法」という。)第三条第三項第二号(旧建築基準法第五十三条第一項第二号)の取消しに係る部分に限る。)

(罰則に関する経過措置)

第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附則第七条第二項及び第四項に規定する用途地域の指定のない区域内の建築物について、施行日から起算して三年を経過する日(その日以前に特定行政庁が同条第一項に規定する数値の決定及びその適用をしたときは、その規定による指定及びその適用をしたときは、それぞれの適用の日の前日)までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月二日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

う。)の相当規定によりされた処分又は手続のみなす。

2 この法律の施行の際現に旧建築基準法第五十二条第一項の規定に基づき指定されている区域の内的建築物については、この法律の施行の日以後特定行政庁が新建築基準法第五十二条第二項の規定に基づき前面道路の幅員のメートルの数値に乘すべき数値を定めるまでの間は、当該数値が十分の四に定められたものとみなす。

3 旧建築基準法別表第四(イ)欄の二の項又は三の項に掲げる地域でこの法律の施行の際現に旧建築基準法第五十六条の二第二項の規定により条例で指定されている区域については、この法律の施行の日以後地方公共団体が新建築基準法第五十六条の二第二項の規定に基づき条例で新建築基準法別表第四(イ)欄の二の項又は三の項に掲げる平均地盤面からの高さを指定するまでの間は、当該平均地盤面からの高さが四メートルに指定されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇号) 抄

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中建築基準法第五十一条の改正規定による改算して八月から施行する。

第二条 第四条並びに附則第五条及び第六条の規定による改算して三月から施行する。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前にされた確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧については、第一条の規定による改算後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）

第九十三条の二（新建築基準法第八十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかるわらず、なお従前の例によることの法律の施行前に第一条の規定による改算前の建築基準法第十二条第一項及び第二項の規定に基づきされた報告に関する書類については、新建築基準法第九十三条の二の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

（施行期日）

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一号） 抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十号（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定による改算前の改定の適用がある場合における郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 （平成一七年一月七日法律第一二号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一八年五月三一日法律第四六号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一八年二月一〇日法律第五号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一八年四月一日法律第三〇号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一八年四月一日法律第三〇号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一八年五月三一日法律第四六号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一八年五月三一日法律第四六号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（実施のための準備）

第二条 第一条の規定による改算後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第十二条の五第四項及び第十二条の十二並びに第二条の規定による改算後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第十八条の三第七項及び第八項の規定による改算後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画の決定又は変更のため必要な土地利用の状況に関する情報の収集及び提供その他の必要な準備を行うものとする。（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改算前の建築基準法第六条第一項第四号の規定により市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定している準都市計画区域内の区域は、新建築基準法第六条第一項第四

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第三条及び第四条の規定による改算後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（検討）

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条の二第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中第七条及び第九条から第十二条までの規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条の二第二項の改正規定並びに第八条並びに附則第六条第七条及び第九条から第十二条までの規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条の二第二項の改正規定並びに第八条第七条及び第九条から第十二条までの規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条の二第二項の改正規定並びに第八条第七条及び第九条から第十二条までの規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第一条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条の二第二項の改正規定並びに第八条第七条及び第九条から第十二条までの規定

号の規定により都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定した準都市計画区域内の区域とみなす。

2 この法律の施行の際現に大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第五条第一項

又は第二十四条第一項の規定により都市計画に定められている土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域は、新建築基準法別表第二(一)項の規定にかかるわらず、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五条第一項各号又は第二十四条第一項各号に掲げる要件に該当するものとみなす。(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定による改定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過する場合において、新都市計画法、新建築基準法、新駐車場法及び第六条の規定による改正後の都市緑地法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第五三号) 抄 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条並びに附則第五条から第七条まで及び第十一条の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為))

二 次条の規定(公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(準備行為))

(以下「新基準法」という。)第十八条の二第一項の規定による指定及びこれに関する手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第七十七条の三十五の四まで、第七十七条の三十五の五第一項及び第七十七条の三十五の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

2 新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八條の二十六の規定の例により行うことができる。(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新基準法第六条第四項(新基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第二項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第六条第五項から第十二項まで若しくは同条第九項八十七条の二又は第八十八条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)第六条の二又は第八十八条第一項(新基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第六条第五項から第十二項まで若しくは同条第九項八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項(旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

3

この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項(旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項(旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

第一項(これらの規定を新基準法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による改正前の建築基準法(以下「旧基準法」という。)第六条第一項若しくは第六条第二項(新基準法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前のものとみなす。

2 新基準法第七条の三第六項(新基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める特定工程後の工程に該当するものを除く。)は、新基準法第七条の三第六項(新基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

3

この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項(旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

4

この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項(旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧基準法第七条の三第六項(旧基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

6 新基準法第十二条第七項及び第八項(これらにおいて準用する場合を含む。)の規定は、第二項の二又は第八十八条第一項(旧基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている者は、新基準法第六条の二第一項(新基準法第八十七条第一項(旧基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にされた申請に係る新基準法第七十七条の十八第一項に規定する指定又は新基準法第七十七条の二十二第二項の認可については、新基準法第十二条第一項及び第三項の規定により新基準法第十二条第一項及び第三項の規定による報告については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にされた申請に係る新基準法第七十七条の十八第一項に規定する指定又は新基準法第七十七条の二十二第二項の認可については、新基準法第七十七条の十八第三項(新基準法第七十七条の二十二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

9 この法律の施行の際現に旧基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者に対する新基準法第七十七条の二十二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

〔若しくは〕に改める部分に限る。)及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十四条の改正規定に限定する。)公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第十二条第一項から第四項までの改正規定に係る部分に限る。)、同条第三項の改正規定(除く。)の下に「第十二条の二、第十二条の三」を加える部分に限る。)及び第五百六十一の下に「(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)」を加える部分及び同条に一項を加える部分を除く。)並びに附則第八条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の建築基準法(以下「新法」という。)第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証及び新法第十二条の三第一項の建築設備等検査員資格者証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第六十八条の二及び第十二条の三の規定の例により行うことができる。

新法第二十一条第二項第二号及び第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法第六十八条の二十五の規定の例により行うことができる。

新法第三十八条の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第六十八条の二の二十六の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

八条第一項から第十五項までの規定は、施行日以後に新法第六条第一項若しくは第六条の二第二項の規定による確認の申請又は新法第十八条の二の二項の規定による通知がされた建築物につて適用し、施行日前にこの法律による改正前の

建築基準法（以下この条において「旧法」といいう。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、なお從前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第六条の二第一項（旧法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（旧法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（新法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（新法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている者は、新法第六条の二第一項（新法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（新法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定行政庁がした認定とみなす。

3 施行日前に旧法第七条の六第一項第一号又は第十八条第二十二項第一号の規定により特定行政庁がした仮使用の承認は、新法第七条の六第一項第一号又は第十八条第二十二項第一号の規定により特定行政庁がした認定とみなす。

4 施行日前に旧法第七条の六第一項第一号又は第十八条第二十二項第一号の規定により建築主事がした仮使用の承認は、新法第七条の六第一項第一号又は第十八条第二十四項第一号の規定により特定行政庁がした認定とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第十八条の二第一項の規定により指定を受けている者であつて、二以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行つているものは、施行日に新法第十八条の二第一項の規定により国土交通大臣が指定した者とみなす。この場合において、その者に係る当該指定の有効期間は、同日におけるその者に係る旧法第十八条の二第一項の規定による指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

6 新法第七十七条の三十五の五第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条第二項に規定する事項を変更しようとする指定構造計算適合性判定機関について、新法第七十七条の三十五の八第一項及び第三項の規定は、適用しない。

この法律の施行の際現に旧法第七十七条の三十五の七第二項に規定する国土交通省令で定める要件を備える者は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新法第七十七条の三十五の九第二項の規定の適用については、新法第七十七条の六十六第一項の登録を受けた者とみなす。

施行日前に旧法第七十七条の三十五の七第四項の規定により都道府県知事がした命令は、新法第七十七条の三十五の九第四項の規定により国土交通大臣等がした命令とみなす。

施行日前にされた旧法第七十七条の三十五の十一の規定による命令については、新法第七十七条の三十五の十六第二項の規定は、適用しない。

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
(経過措置の原則)

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定そ

の他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(「前条の規定によりなお従前の例による」とされる場合を含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることとする。

（調整規定）

第十二条 施行日が建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号)の施行の日前である場合には、附則第七条中「第五条の六第二項」とあるのは、「第五条の四第二項」とする。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

五号 抄

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定 公布の日

附 则 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七条（建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条ととする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定 公布の日（処分、申請等に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについて

は、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののはか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四
七号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る)、第四十四条规定並びに第四十六条の規定 公布の日

二 略

三 第十三条の規定及び附則第十七条の規定

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定(以下この条及び次条をおいて同じ)の施行の日前にこの法律によりされる改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際に現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日において

てこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、(一)の附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 (この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任)

第一条 (この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

附 則 (平成二八年六月七日法律第七二号)抄
(施行期日)
(検討)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十二条の改正規定並びに第五条及び第六条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三条、第十四条、第十八条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号))第三十一条第五項第一号の改正規定に限る)、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号))第十五条の改正規定に限る)の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(罰則に関する経過措置)(検討))

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政令への委任)

型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く)、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定を除く)及び第三条の規定並びに附則第十一条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)」第一条(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次に「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く)、同法第七十三条の改正規定、同法第三条の改正規定を除く)及び第三条の規定並びに附則第十一条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

それぞれを削る部分を除く。)に限る。)及び第七条の規定並びに附則第四条、第八条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百五十五号の二(一)の改正規定(第十五条第一項)を「第十四条第一項」に改める部分を除く。)及び同号(二)の改正規定(第十四条第一項)を「第十七条第一項」に改める部分を除く。)に限る。)及び第九条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(建築基準法の一部改正に伴う経過措置))

第三条 第四条の規定による改正後の建築基準法第六条第一項又は第十八条第二項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 及び 二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条まで(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)の規定による改正前の建築基準法

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に第七条の規定による改正前の建築基準法

(以下この条において「旧建築基準法」という。)第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者(建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第二百号)附則第二条第二項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格した者とみなされた者を含む。)は、第七条の規定による改正後の建築基準法(以下この条において「新建築基準法」という。)第七十七条の五十八第一項に規定する者とみなす。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存する旧建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による建築基準適合判定資格者登録簿は、新建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による一級建築基準適合判定資格者登録簿との五十一年度の登録簿への同条第一項の登録を受けている者とみなす。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存する旧建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による建築基準適合判定資格者登録簿は、新建築基準法第七十七条の五十八第二項の規定による一級建築基準適合判定資格者登録簿との五十一年度の登録簿への同条第一項の登録を受けている者とみなす。

附 則 (令和五年六月一六日法律第六十三条)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

第一 条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一九日法律第五十三条)

(施行期日)

(二)	
る令もに他会会覧芸画劇 もでの類こ場堂場館場 の定ですれそ、、、、 め政るらの集公観演映	
の以三 階上階	階すに る供
以 平はあ覧(ト方二 上ト方、つ席外メ百 ル)メ千てに観ル 平	計積の限場が容者分そい所び病かにの階てにの(一階てにの(一及二客つ合項(一 の床る。合あ施のにのてに診院つ限部以はあ場(一はあ場(一二席てにの一部 合面(一)にる設收患部はつ療及、り、分上三つ合項、二つ合項び項、はあ場(一分

		(六)	
		別表第二 用途地域等内の建築物の制限 (第二十 七条、第四十八条、第六十八条の三関係)	自、自動車庫、自動車修理工場その他の類するもので定めるもの
(ろ)	第二種 低層住居専用 地域内	(い)	第一種 低層住居専用地域内に建築するこ とがで きる建 築物
		一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。） 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。） 一一 (い) 項第一号から第九号までに掲げるもの 一二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものの	三階以上 の階 上ル一方百 以トメ平五

(に)	第二種 建築物 はなら ない建 築して 内に建 用地域 中居専 用高層 第二種	第一種 建築物 で建 築する ことが できる 建築物	(は)
二 工場 (政令で定めるもの を除く。)	一 (ほ) 号、(へ)項第三号及び第三 号まで、(と)項第四号並び に(り)項第二号及び第三号 に掲げるもの を除く。)	六 自動車庫で床面積の合 計が三百平方メートル以内の もの又は都市計画として決定 されたもの(三階以上の部分 をその用途に供するものを除 く。) 七 公益上必要な建築物で政 令で定めるもの 八 前各号の建築物に附属す るもの(政令で定めるものを 除く。)	第一種 建築物 四 老人福祉センター、児童 厚生施設その他これらに類す るもの 五 店舗、飲食店その他これ らに類する用途に供するもの のうち政令で定めるものでそ の用途に供する部分の床面積 の合計が五百平方メートル以 内的もの(三階以上の部分を その用途に供するものを除 く。)
三 病院 修学校その他これらに類する もの	二 大学、高等専門学校、專 修学校その他これらに類する もの	三 病院 修学校その他これらに類する もの	一 (い)項第一号から第九 号までに掲げるもの 三 前二号の建築物に附屬す るもの(政令で定めるものを 除く。)

(四) <p>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>自動車教習所</p> <p>ホテル又は旅館</p>	五 <p>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>自動車教習所</p> <p>ホテル又は旅館</p>
(三) <p>倉庫業を営む倉庫</p> <p>店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>	六 <p>倉庫業を営む倉庫</p> <p>店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>
(二) <p>印刷用平版の研磨</p> <p>糖衣機を使用する</p> <p>製品の製造</p> <p>（四の四） 糖衣機を使用する</p> <p>（四の五） 原動機を使用する</p> <p>セメント製品の製造</p> <p>（四の六） ワイヤーフォーム</p> <p>ングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>（四の三） 印刷用平版の研磨</p> <p>（四の四） 糖衣機を使用する</p> <p>（四の五） 原動機を使用する</p> <p>セメント製品の製造</p> <p>（四の六） ワイヤーフォーム</p> <p>ングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの</p>	五 <p>倉庫業を営む倉庫</p> <p>店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>
(一) <p>（四の三） 印刷用平版の研磨</p> <p>（四の四） 糖衣機を使用する</p> <p>（四の五） 原動機を使用する</p> <p>セメント製品の製造</p> <p>（四の六） ワイヤーフォーム</p> <p>ングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>（四の三） 印刷用平版の研磨</p> <p>（四の四） 糖衣機を使用する</p> <p>（四の五） 原動機を使用する</p> <p>セメント製品の製造</p> <p>（四の六） ワイヤーフォーム</p> <p>ングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの</p>	五 <p>倉庫業を営む倉庫</p> <p>店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>
(ち) <p>（四の三） 印刷用平版の研磨</p> <p>（四の四） 糖衣機を使用する</p> <p>（四の五） 原動機を使用する</p> <p>セメント製品の製造</p> <p>（四の六） ワイヤーフォーム</p> <p>ングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>（四の三） 印刷用平版の研磨</p> <p>（四の四） 糖衣機を使用する</p> <p>（四の五） 原動機を使用する</p> <p>セメント製品の製造</p> <p>（四の六） ワイヤーフォーム</p> <p>ングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの</p>	五 <p>倉庫業を営む倉庫</p> <p>店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>

(ぬ)	(り)
商業地 域内に 建築し てはな らない 建 築物	近隣商 業地域 内に建 築して はなら ない建 築物
一　(ぬ)　項第一号及び第二号に掲げるもの 二　原動機を使用する工場で 作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるもの (日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルを超えない自動車修理場を除く。) 三　次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む	一　(ぬ)　項掲げるもの 二　キャバレー、料理店その他これらに類するもの 三　個室付浴場に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
五　前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 六　前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）	五　前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 六　前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）

(三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイeing又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)

(四) セルロイドの加熱加工又は機械のごぎりを使用する

加工 (五) 絵具又は水性塗料の製造

(六) 出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付

(七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白

(八) 骨炭その他動物質炭の製造

(八の二) せつけんの製造

(八の三) 魚粉 フエザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする

飼料の製造

(八の四) 手すき紙の製造

(九) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白

(十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗净又は漂白

(十一) 製綿 古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフルトの製造で原動機を使用するもの

(十二) 骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの

(十三) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト、コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの

(十四) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が

(る)		
物 建 築 な ら な し て は 建 築 に 地 域 内 準 工 業		
一 次 に 掲 げ る 事 業 (特 殊 の 機 械 の 使 用 そ の 其 他 の 特 殊 方 法 に よ る 事 業 で あ つ て 環 境 の 悪 化 を も た ら す お そ れ の 不 利 便 利 を 害 す る お そ れ が 不 利 便 利 を 害 す る もの を 除 く) を 営 む 工 場 (二) 火 薬 類 取 締 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 四 九 号) の	<p>二・五キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(十四) 墨、懷炉灰又はれん炭の製造</p> <p>(十五) 活字若しくは金属工芸品の铸造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルを超えないつぼ又は窓を使用するもの(印刷所における活字の铸造を除く。)</p> <p>(十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>(十七) ガラスの製造又は砂吹</p> <p>(十七の二) 金属の溶射又は砂吹</p> <p>(十七の三) 鉄板の波付加工</p> <p>(十七の四) ドラム缶の洗净又は再生</p> <p>(十八) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>(十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの</p> <p>(二十)(一) から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業</p> <p>四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>	

(二) 消防法（昭和二十三年法律第八百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）

(三) マッチの製造

(四) ニトロセルロース製品の製造

(五) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーの製造

(六) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）

(七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造

(八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造

(九) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものと/orするものを除く。）

(十) 石炭ガス類又はコークスの製造

(十一) 可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）

(十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷冻を目的とするものを除く。）

(十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸鈷鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアノ化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タ

(アスピリン又はグアヤコールの製造)

(十四) たんぱく質の加水分解による製品の製造

(十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）

(十六) フアクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造を除く。又はパルプの製造

(十七) 肥料の製造

(十八) 製紙（手書き紙の製造を除く。）

(十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(二十) アスファルトの精製

(二十一) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜の産物又はその残りかすを原料とする製造

(二十二) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカルバインの製造

(二十三) 金属の溶融又は精練（容量の合計が五十リットルを超える）

(二十四) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎

(二十五) 金属平板又は形鋼の工作で原動機を使用するはり作業（グラインダーを使用するものを除く。）、びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの

(二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造

(二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの

(二十八) 鋸造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造

(わ)	(を)	(を)
工業専用地域内に建築してはならぬ	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地
一 (を) 項に掲げるもの	一 (る) 項第三号に掲げるもの	(三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎
二 住宅	二 ホテル又は旅館	(三十一) (二) から (三十二) までに掲げるもののほか、安
下宿	三 共同住宅、寄宿舎又は老人ホーム、福祉ホーム	全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業
その他これらに類するもの	四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する政令で定めるもの	二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
	五 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）	三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
	六 病院	（二十九）動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	

四	三						
域、種地 又は準住居地 第一種住居地 第二種住居地	物域工域又は物を除く。 (四の項に掲げる建築物 内準工業地域 内業専用地 域若しくは工 業地 域内の建築 物を除く。)						
	場合超四十 分の十 分 え る を の	合下四十超三十 分の十 分 え 十 分 場 以 の 、 を の	合下三十超二十 分の十 分 え 十 分 場 以 の 、 を の	合下二十 分の十 分 場 以 の 、 を の	るを百十 場合超二分 え十の	場以百十超百十 合下二分 え十分 の十の 、 を の	の十分え百十 場合以百十超 下百十超 の分 以下
ルメ三 一 ト五	ルメ三 一 ト五	三 ト ルメ	ルメ二 一 ト五	二十 ルメ	五十 ルメ	ルメ四 一 ト五	四十 ルメ
一 ・ 五						一 ・ 五	

備考	五				
	建築物 区域 内 の 建 築 物	用途 地 域 の 指 定 の な い	床面積の合 計がその延 べ面積の三 分の二以上 であるもの	業地域内に ついて定め られた高層 住居誘導地 区内の建築 物であつて、 その住宅 の用途に供 する部分の	
場 合 超 え る を 三 十 分 の	合 下 三十 分 の 十 分 以 の	超 え 十 分 の 場 以 の を ル メ 二 十 五	合 下 二十 分 以 の 場	二十 分 以 の	
一 部 分 」とす る。	ト ル メ	二 十 五	ト ル メ	二 十 メ	
この表（い）欄に掲げる第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域（第五十二条第一項第二号の規定により、容積率の限度が十分の四十以上とされ					

一									
域居園は域用居層種第域用居層種第 地住田又地専住低二、地専住低一		区域又地域 (い)		建築物 受ける 制限を		十メートル」と、「三十メートル」とあるのは「三 二十五メートル」と、「三十五メートル」とあるのは「三 中「一・二五」とあるのは「一・五」とする。		二種住居地域若しくは準住居地域のうち、特 定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を て指定する区域内の建築物については、(は) 欄の一の項中「二十五メートル」とあるのは「三 十メートル」と、「三十メートル」とあるのは「三 二十五メートル」と、「三十五メートル」とあるのは「三 中「一・二五」とあるのは「一・五」とする。	
物の三階をは築えるルメさ軒 建以數除地内築上がく階又建超ト七高		ル 五一 トメ ·		高ら面地平 (は)		高さのか盤均 (に)		別表第四 五十六条、第五十六条の二関係 (第	
(一)		(二)							
はつに域の(一間四時、てあ内区道		間二はつに域の(一間三時、てあ内区道		間影るお囲の以トメが距水ら線境敷 時日けに範内ル 十離平のか界地					
つに域の(一間五時、てあ内区道		間五一はつに域の(一間二時、てあ内区道		時日けに範えをトメが距水ら線境敷 間影るお囲る超ル 十離平のか界地					
二									
		地専住高種第又地専住高種第 域用居層中二は域用居層中一							
		建築物 超えるを が 十メートルと 高さ							
		ル 五六はル 四 トメ · 又トメ							
(三)		(二)		(一)		(二)		(三)	
間四時、はつに域の(一間五時、てあ内区道		間三時はつに域の(一間四時、てあ内区道		間二時はつに域の(一間三時、てあ内区道		間四時はつに域の(一間五時、てあ内区道		間五時、	
二はつに域の(一間三時、てあ内区道		間二はつに域の(一間五時、てあ内区道		間五一はつに域の(一間二時、てあ内区道		間五時、二はつに域の(一間三時、てあ内区道		間二時、は、 三時	

		四		三
域の定な区域の指途	域居準域居種第地工は域隣、地住、地住二、地住一			
イ		建超十メートルを高さが		
除を階地は又物築るえ超をルトメ七がさ高の軒				
ルトメ・五一	ルトメ・五六はルトメ・四又トメ			
(一)	(一)	(一)	(一)	
間三はつに域の(間四時、てあ内区道)	間二はつに域の(間三時、てあ内区道)	間四はつに域の(間五時、てあ内区道)	間三はつに域の(間四時、てあ内区道)	
間二はつに域の(間五時、てあ内区道)	間五一はつに域の(間二時、てあ内区道)	間五二はつに域の(間三時、てあ内区道)	間二はつに域の(間五時、てあ内区道)	間五時
(二)	(二)	(二)	(二)	
口				
物築建るえ超をルトメ十がさ高	物築建の上以三が数階く			
ルトメ・四				
(三)	(一)	(一)	(一)	
間四はつに域の(間五時、てあ内区道)	間三はつに域の(間四時、てあ内区道)	間二はつに域の(間三時、てあ内区道)	間四はつに域の(間五時、てあ内区道)	
間五二はつに域の(間三時、てあ内区道)	間二はつに域の(間五時、てあ内区道)	間五一はつに域の(間二時、てあ内区道)	間五二はつに域の(間三時、てあ内区道)	
(一)	(一)	(一)	(一)	
この表において、平均地盤面からの高さとは 当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の 水平面からの高さをいうものとする。				